

不利益処分の処分基準 個票

22-002-01

不利益処分の内容		指定管理者の指定の取消し	
根拠法令・条例等名		秦野市文化会館条例	
条 項		第27条	
所 管 部 課 等		部課等名	行政経営課、文化振興課
		電話番号	行政経営課 0463-82-5102
基 準	法令基準	<p>第24条 市長は、文化会館の管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第27条 市長は、指定管理者が第24条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p>地方自治法第244条の2</p> <p>Ⅰ 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-002-02

不利益処分の内容		指定管理者の指定の取消し	
根拠法令・条例等名		秦野市表丹沢野外活動センター条例	
条 項		第 2 6 条	
所 管 部 課 等		部課等名	行政経営課、観光振興課
		電話番号	行政経営課 0463-82-5102
基 準	法令基準	<p>第23条 市長は、野外活動センターの管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第26条 市長は、指定管理者が第23条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>地方自治法第244条の2 II 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-002-03

不利益処分の内容		指定管理者の指定の取消し	
根拠法令・条例等名		秦野市立サンライフ鶴巻条例	
条 項		第 2 3 条	
所 管 部 課 等		部課等名	行政経営課、スポーツ推進課
		電話番号	行政経営課 0463-82-5102
基 準	法令基準	<p>第22条 市長は、サンライフ鶴巻の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>第23条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由によりその指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>地方自治法第244条の2</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-002-04

不利益処分の内容		指定管理者の指定の取消し	
根拠法令・条例等名		はだの丹沢クライミングパーク条例	
条 項		第24条	
所 管 部 課 等		部課等名	行政経営課、スポーツ推進課
		電話番号	行政経営課 0463-82-5102
基 準	法令基準	<p>第21条 市長は、クライミングパークの管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第24条 市長は、指定管理者が第21条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>地方自治法第244条の2</p> <p>Ⅰ 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-002-05

不利益処分の内容		指定管理者の指定の取消し	
根拠法令・条例等名		秦野市老人いこいの家条例	
条 項		第18条	
所 管 部 課 等		部課等名	行政経営課、高齢介護課
		電話番号	行政経営課 0463-82-5102
基 準	法令基準	<p>第16条 市長は、老人いこいの家の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第18条 市長は、指定管理者が第16条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由によりその指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p>地方自治法第244条の2</p> <p>Ⅰ 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-002-06

不利益処分の内容		指定管理者の指定の取消し	
根拠法令・条例等名		秦野市里山ふれあいセンター条例	
条 項		第22条	
所 管 部 課 等		部課等名	行政経営課、森林ふれあい課
		電話番号	行政経営課 0463-82-5102
基 準	法令基準	<p>第20条 市長は、里山ふれあいセンターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第22条 市長は、指定管理者が第20条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由によりその指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p>地方自治法第244条の2</p> <p>Ⅰ 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-002-07

不利益処分の内容		指定管理者の指定の取消し	
根拠法令・条例等名		秦野市名水はだの富士見の湯条例	
条 項		第 2 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	行政経営課、観光振興課
		電話番号	行政経営課 0463-82-5102
基 準	法令基準	<p>第21条 市長は、富士見の湯の管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第24条 市長は、指定管理者が第21条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p>地方自治法第244条の2</p> <p>II 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-002-08

不利益処分の内容		指定管理者の指定の取消し	
根拠法令・条例等名		秦野市都市公園条例	
条 項		第37条	
所 管 部 課 等		部課等名	行政経営課、公園課
		電話番号	行政経営課 0463-82-5102
基 準	法令基準	<p>第35条 市長は、都市公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第37条 市長は、指定管理者が第35条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由によりその指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p>地方自治法第244条の2</p> <p>Ⅱ 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-003-01

不利益処分の内容		手数料の徴収（秦野市手数料条例によるもの）	
根拠法令・条例等名		秦野市手数料条例	
条 項		第3条	
所 管 部 課 等		部課等名	政策部 財政課
		電話番号	0463-82-5116
基 準	法令基準	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第3条 手数料は、その事務に係る申請等があったときに徴収するものとする。ただし、別表第1第11項に定める証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付及び閲覧の手数料についてはその交付又は閲覧の際に徴収するものとする。</p> <p>手数料の額は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

秦野市手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に規定するもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第228条第1項の規定により本市が徴収する手数料の種類、額その他手数料の徴収について必要な事項を定める。

(手数料の種類及び額)

第2条 本市が徴収する手数料の種類及び額（次項で定める手数料を除く。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 本市が徴収する法第228条第1項後段に定める標準事務に係る手数料の種類及び額は、別表第2に定めるとおりとする。

(手数料の徴収)

第3条 手数料は、その事務に係る申請等があったときに徴収するものとする。ただし、別表第1第11項に定める証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付及び閲覧の手数料についてはその交付又は閲覧の際に徴収するものとする。

(手数料を徴収しない場合及びその減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第1及び別表第2に定める手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体から請求があったとき。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により扶助を受けている世帯に属しているか、又はそれに準じる世帯に属している者から請求があったとき。
- (4) 火災、自然災害等による被害の事実に関する証明書の発行の申請があったとき。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより手数料を免除し、又は減額することができる。

(証明の交付等)

第5条 奥書、認証その他その名義にかかわらず、文書により事実を認証する場合には、証明とみなし、手数料を徴収する。

2 証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付を郵便で請求する者は、別表第1第11項第1号及び第2号に定める手数料のほか、その送付に係る郵便料を添えなければならない。

(手数料の不還付)

第6条 既納の手数料は、その手数料に係る事務の変更又は取消しにかかわらず、還付しない。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

別表第1（第2条関係）

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）関係手数料
鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料 1件につき 3,400円
- 2 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）関係手数料
動物の飼養又は収容の許可申請手数料 1件につき 8,390円
- 3 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係手数料
 - (1) 犬の登録手数料 1頭につき 3,000円
 - (2) 狂犬病予防注射済票交付手数料 1件につき 550円
 - (3) 犬の鑑札の再交付手数料 1件につき 1,600円
 - (4) 狂犬病予防注射済票再交付手数料 1件につき 340円
- 4 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係手数料
 - (1) 優良宅地造成認定申請手数料
 - ア 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 1件につき 86,000円
 - イ 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。
1件につき 130,000円
 - ウ 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。
1件につき 190,000円
 - エ 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。
1件につき 260,000円
 - オ 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 1件につき 390,000円
 - カ 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 1件につき 510,000円
 - キ 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。
1件につき 660,000円
 - ク 造成宅地の面積が10ヘクタール以上のとき。 1件につき 870,000円
 - (2) 優良住宅新築認定申請手数料
 - ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき。 1件につき 6,200円
 - イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき。
1件につき 8,600円
 - ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき。
1件につき 13,000円
 - エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき。 1件につき 35,000円
 - オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき。 1件につき 43,000円
 - カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき。

1件につき 58,000円

(3) 住宅用家屋証明申請手数料 1件につき 1,300円

5 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係手数料

(1) 住民票の写し交付手数料 1世帯ごとに写し1通につき 300円

(2) 広域交付（住民基本台帳法第12条の4第1項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者以外の者の住民票を交付することをいう。）の請求を受けた場合の住民票の写し交付手数料
1世帯ごとに写し1通につき 300円

6 都市計画法（昭和43年法律第100号）関係手数料

(1) 開発行為許可申請手数料

ア 主として、自己の居住用にする住宅の建築のために行う開発行為の場合

(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 1件につき 8,600円

(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。
1件につき 22,000円

(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。
1件につき 43,000円

(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。
1件につき 86,000円

(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。
1件につき 130,000円

(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。
1件につき 170,000円

(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。
1件につき 220,000円

(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 1件につき 300,000円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務のために使用するものの建築又は自己の業務のために使用する特定工作物の建設のために行う開発行為の場合

(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 1件につき 13,000円

(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。
1件につき 30,000円

(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。
1件につき 65,000円

(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。
1件につき 120,000円

(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。
1件につき 200,000円

(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。

1件につき 270,000円

(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。

1件につき 340,000円

(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 1件につき 480,000円

ウ ア及びイ以外の開発行為の場合

(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 1件につき 86,000円

(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。

1件につき 130,000円

(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。

1件につき 190,000円

(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。

1件につき 260,000円

(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。

1件につき 390,000円

(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。

1件につき 510,000円

(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。

1件につき 660,000円

(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 1件につき 870,000円

(2) 開発行為変更許可申請手数料

1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当するものを除く。）については、開発区域の面積

（イに規定する変更を伴う場合にあつては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号まで（同法附則第5項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額

ウ その他の変更については、10,000円

(3) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 1件につき 46,000円

(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 1件につき 26,000円

(5) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料

ア 敷地の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 1件につき 6,900円

イ 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。

1件につき 18,000円

ウ 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。

1件につき 39,000円

エ 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 1件につき 69,000円

オ 敷地の面積が1ヘクタール以上のとき。 1件につき 97,000円

(6) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住用にする住宅の建築のために行うもの又は住宅以外の建築物で自己の業務のために使用するものの建築若しくは自己の業務のために使用する特定工作物の建設のために行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール未満のとき。 1件につき 1,700円

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務のために使用するものの建築又は自己の業務のために使用する特定工作物の建設のために行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のとき。 1件につき 2,700円

ウ ア及びイ以外の開発行為のとき。 1件につき 17,000円

(7) 開発登録簿の写しの交付手数料 写し1件につき 470円

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第3号、第6号ア及び第7号、次項第1号ア並びに第10項第3号アにおいて「評価機関」という。）による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額

(ア) 新築する住戸の総数が1戸のとき。 1件につき8,000円

(イ) 新築する住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき15,000円

(ウ) 新築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき26,000円

(エ) 新築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき41,000円

(オ) 新築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき71,000円

(カ) 新築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき120,000円

(キ) 新築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。

1件につき190,000円

(ク) 新築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。

1件につき240,000円

(ケ) 新築する住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき260,000円

(コ) 増築し、又は改築する住戸の総数が1戸のとき。 1件につき12,000円

(サ) 増築し、又は改築する住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。

1件につき23,000円

(シ) 増築し、又は改築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。

1件につき40,000円

(ス) 増築し、又は改築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。

1件につき61,000円

(セ) 増築し、又は改築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。

1件につき110,000円

(ソ) 増築し、又は改築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。

1件につき170,000円

(タ) 増築し、又は改築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。

1件につき290,000円

(チ) 増築し、又は改築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。

1件につき360,000円

(ツ) 増築し、又は改築する住戸の総数が301戸以上のとき。

1件につき400,000円

イ ア以外の場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。第6号イにおいて同じ。）を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額

(ア) 新築する住戸の総数が1戸のとき。 1件につき39,000円

(イ) 新築する住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき98,000円

(ウ) 新築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき149,000円

(エ) 新築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき309,000円

(オ) 新築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき542,000円

(カ) 新築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき901,000円

(キ) 新築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。

1件につき1,740,000円

(ク) 新築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。

1件につき2,500,000円

(ケ) 新築する住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき3,190,000円

(コ) 増築し、又は改築する住戸の総数が1戸のとき。 1件につき58,900円

(サ) 増築し、又は改築する住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。

1件につき142,000円

(シ) 増築し、又は改築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。

1件につき228,000円

(ス) 増築し、又は改築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。

1件につき464,000円

(セ) 増築し、又は改築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。

1件につき823,000円

(ソ) 増築し、又は改築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。

1件につき1,450,000円

(タ) 増築し、又は改築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。

1件につき2,650,000円

(チ) 増築し、又は改築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。

1件につき3,800,000円

(ツ) 増築し、又は改築する住戸の総数が301戸以上のとき。

1件につき4,680,000円

(2) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合） 前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額

ア 建築物 秦野市建築基準法施行細則（昭和60年秦野市規則第1号）第22条第1項の規定により算定した床面積に応じ、秦野市建築基準条例（平成12年秦野市条例第26号）別表第1第1項に規定する額

イ 建築設備 秦野市建築基準条例別表第1第2項に掲げる手数料の区分に従い、それぞれの手数料の額と同一の額

(3) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合） 第1号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同号イに該当し、評価機関の審査を必要としない場合においては、同号イ中「次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。第6号イにおいて同じ。）を加えて得た額」を「次に掲げる額」と読み替えて算出した額。次号において同じ。）に2分の1を乗じて得た額

(4) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合） 第1号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額と長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第2号ア又はイに掲げる額とを合計した額

(5) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第9条第1項の規定により譲渡人を決定した場合） 1件につき2,100円

(6) 長期優良住宅維持保全計画の認定手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合していることについて、あらかじめ評価機関による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額

- (ア) 住戸の総数が1戸のとき。 1件につき12,000円
- (イ) 住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき23,000円
- (ウ) 住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき40,000円
- (エ) 住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき61,000円
- (オ) 住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき110,000円
- (カ) 住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき170,000円
- (キ) 住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき290,000円
- (ク) 住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき360,000円
- (ケ) 住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき400,000円

イ ア以外の場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額

- (ア) 住戸の総数が1戸のとき。 1件につき58,900円
- (イ) 住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき142,000円
- (ウ) 住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき228,000円
- (エ) 住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき464,000円
- (オ) 住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき823,000円
- (カ) 住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき1,450,000円
- (キ) 住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき2,650,000円
- (ク) 住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき3,800,000円
- (ケ) 住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき4,680,000円

(7) 長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料 前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同号イに該当し、評価機関の審査を必要としない場合においては、同号イ中「次に掲げる額に消費税等相当額を加えて得た額」を「次に掲げる額」と読み替えて算出した額）に2分の1を乗じて得た額

(8) 長期優良住宅法第10条の規定による地位の承継の承認申請手数料 1件につき1,700円

(9) 長期優良住宅法第18条第1項の規定による容積率の特例許可申請手数料
1件につき160,000円

8 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「低炭素法」という。）関係手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。第10項において「建築物省

エネ法」という。)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(第10項第3号アにおいて「判定機関」という。)又は評価機関による審査を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅(人の居住用以外の用途として使用する部分を有しないものに限る。以下この項及び第10項において同じ。)のとき。 1件につき4,700円

(イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき9,400円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。

1件につき20,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。

1件につき45,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき81,000円

(ウ) 1の建築物のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 共同住宅等の部分 建築物の共同住宅等の部分の床面積について、(イ)aからdまでの区分に応じ、それぞれに定める額

b 非住宅部分(建築物の住宅部分(人の居住用の用途として使用する建築物の部分をいう。第10項において同じ。)以外の部分をいう。以下この項及び第10項において同じ。) 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき9,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。

1件につき16,000円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1

件につき27,000円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1

件につき80,000円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。

1件につき130,000円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。

1件につき160,000円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。

1件につき200,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び第10項において「基準省令」という。))第10条第

2号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。1件につき34,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。1件につき38,000円

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。1件につき25,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。1件につき28,000円

(ウ) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。1件につき17,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。1件につき19,000円

(エ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。1件につき69,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。

1件につき120,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。

1件につき200,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。1件につき280,000円

(オ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ

（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。1件につき51,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。

1件につき86,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。

1件につき150,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。1件につき220,000円

(カ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）

のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。1件につき33,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。

1件につき57,000円

- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。
1件につき100,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。1件につき160,000円
- (キ) 1の建築物のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額
 - a 共同住宅等の部分（基準省令第10条第2号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。） 建築物の共同住宅等の部分の床面積について、（エ）aからdまでの区分に応じ、それぞれに定める額
 - b 共同住宅等の部分（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及び（1）の規定に係るものに限る。） 建築物の共同住宅等の部分の床面積について、（オ）aからdまでの区分に応じ、それぞれに定める額
 - c 共同住宅等の部分（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。） 建築物の共同住宅等の部分の床面積について、（カ）aからdまでの区分に応じ、それぞれに定める額
 - d 非住宅部分（基準省令第10条第1号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。1件につき230,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。
1件につき290,000円
 - (c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。1件につき370,000円
 - (d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。1件につき530,000円
 - (e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。
1件につき650,000円
 - (f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。1件につき770,000円
 - (g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。
1件につき870,000円
 - e 非住宅部分（基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。1件につき87,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。1件につき110,000円
 - (c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。1件につき150,000円

- (d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。1件につき240,000円
 - (e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。1件につき310,000円
 - (f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。1件につき370,000円
 - (g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。1件につき440,000円
- (2) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（低炭素法第54条第2項の規定による申出をする場合） 前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と低炭素法第54条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額
- ア 建築物 秦野市建築基準法施行細則第22条第1項の規定により算定した床面積に応じ、秦野市建築基準条例別表第1第1項に規定する額
 - イ 建築設備 秦野市建築基準条例別表第1第2項に掲げる手数料の区分に従い、それぞれの手数料の額と同一の額
- (3) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（低炭素法第55条第2項において準用する低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額
- ア 新たに共同住宅等の部分又は非住宅部分を追加する場合 変更認定申請に係るものについて、第1号ア又はイに該当する場合においては、同号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（この場合においては、同号ア又はイ中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）
 - イ ア以外の場合 変更認定申請に係るものについて、次に定める額
 - (ア) 第1号アに該当する場合においては、同号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額（同号ア（ウ）に該当する場合においては、既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）
 - (イ) 第1号イに該当する場合においては、同号イに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額（同号イ（キ）に該当する場合においては、既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）
- (4) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（低炭素法第55条第2項において準用する低炭素法第54条第2項の規定による申出をする場合） 前号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額と低炭素法第54条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第2号ア又はイに掲げる額とを合計した額
- 9 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係手数料
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定による容積率の特例に係る許可申請手数料 1件につき160,000円

10 建築物省エネ法関係手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 基準省令第1条第1項第2号ただし書又は同号イ(1)及びロ(1)の規定に係るもの
次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。 1件につき34,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。 1件につき38,000円

(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の規定
に係るもの 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。 1件につき25,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。 1件につき28,000円

(ウ) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に係るもの 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。 1件につき17,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。 1件につき19,000円

イ 1の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 住宅部分(基準省令第1条第1項第2号ただし書又は同号イ(1)及びロ(1)の規定に係るものに限る。) 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき69,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。

1件につき120,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき200,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき280,000円

(イ) 住宅部分(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の規定に係るものに限る。) 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき51,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき86,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき150,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき220,000円

- (ウ) 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき33,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。
1件につき57,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。
1件につき100,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき160,000円
- (エ) 工場等（基準省令第10条第1号に規定する工場等をいう。）の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- a 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ただし書又は同号イの規定に係るものに限る。）
次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき23,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき31,000円
 - (c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。
1件につき43,000円
 - (d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。
1件につき100,000円
 - (e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。
1件につき150,000円
 - (f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。
1件につき190,000円
 - (g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。
1件につき230,000円
 - b 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき19,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。
1件につき26,000円
 - (c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。
1件につき38,000円
 - (d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。
1件につき95,000円
 - (e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。

1件につき140,000円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。1件につき180,000円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。

1件につき220,000円

(オ) (ア) から (エ) 以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

a 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ただし書又は同号イの規定に係るものに限る。）

建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（キ）d（a）から（g）までの区分に応じ、それぞれに定める額

b 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。） 建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（キ）e（a）から（g）までの区分に応じ、それぞれに定める額

(2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更適合性判定手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面を交付する場合を含む。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ア 新たに建築物を追加する場合 変更認定申請に係るものについて、前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（この場合において、これらの規定中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）

イ ア以外の場合 変更認定申請に係るものについて、前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額（既に適合性の判定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅のとき。1件につき4,700円

(イ) 1の建築物（一戸建ての住宅を除き、同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。イ（エ）において同じ。）のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 住宅部分 建築物の住宅部分の床面積について、第8項第1号ア（イ）aからdまでの区分に応じ、それぞれに定める額

b 非住宅部分 建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号ア（ウ）b（a）から（g）までの区分に応じ、それぞれに定める額

(ウ) 2以上の建築物のとき（建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。イ（オ）において同じ。）。次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

a 申請に係る建築物（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額

b 他の建築物（cに掲げるものを除く。）イ（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）の規定の例により算定した額

c 他の建築物で、ア（ア）から（ウ）まで以外の部分に規定する場合に該当するもの（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。建築物の床面積について、第8項第1号イ（ア）a又はbの区分に応じ、それぞれに定める額

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。建築物の床面積について、第8項第1号イ（イ）a又はbの区分に応じ、それぞれに定める額

(ウ) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）のとき。建築物の床面積について、第8項第1号イ（ウ）a又はbの区分に応じ、それぞれに定める額

(エ) 1の建築物のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 住宅部分（基準省令第10条第2号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）建築物の住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（エ）aからdまでの区分に応じ、それぞれに定める額

b 住宅部分（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）建築物の住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（オ）aからdまでの区分に応じ、それぞれに定める額

c 住宅部分（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）建築物の住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（カ）aからdまでの区分に応じ、それぞれに定める額

d 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号ただし書若しくは基準省令第10条第1号ただし書又は同号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（キ）d（a）から（g）までの区分に応じ、それぞれに定める額

e 非住宅部分（基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）建築物の非住宅部分の床面積について、第8項第1号イ（キ）e（a）から（g）までの区分に応じ、それぞれに定める額

(オ) 2以上の建築物のとき。次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

- a 申請に係る建築物 (ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)の規定の例により算定した額
 - b 他の建築物(cに掲げるものを除く。) (ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)の規定の例により算定した額
 - c 他の建築物で、ア(ア)から(ウ)まで以外の部分に規定する場合に該当するもの ア
(ア)又は(イ)の規定の例により算定した額
- (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合) 前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額
- ア 建築物 秦野市建築基準法施行細則第22条第1項の規定により算定した床面積に応じ、秦野市建築基準条例別表第1第1項に規定する額
 - イ 建築設備 秦野市建築基準条例別表第1第2項に掲げる手数料の区分に従い、それぞれの手数料の額と同一の額
- (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額
- ア 新たに建築物の住宅部分又は非住宅部分を追加する場合 変更認定申請に係るものについて、第3号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(この場合において、これらの規定中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額)
 - イ ア以外の場合 変更認定申請に係るものについて、第3号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)
- (6) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合) 前号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額と建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第4号ア又はイに掲げる額とを合計した額
- (7) 建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定建築物における完了検査(建築物省エネ法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第1項各号の規定に基づく同法第11条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けたものとみなす建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は第18条第20項の規定に基づく通知に対する検査を含む。)手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 一戸建ての住宅の場合 1件につき14,000円
 - イ 1の建築物の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 住宅部分(一戸建ての住宅を除く。) 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき21,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。
1件につき35,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。
1件につき67,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき100,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき19,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。
1件につき26,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき38,000円
- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき95,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件につき140,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 1件につき180,000円
- g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 1件につき220,000円

11 その他諸証明、写しの交付及び閲覧に関する手数料

(1) 証明手数料

ア 租税に関する証明手数料 税の種類及び年度ごとに証明書1通につき 300円

(あわせて賦課徴収する市民税と県民税、固定資産税と都市計画税は、これを同種の税とみなす。)

イ 土地又は家屋に関する証明手数料(ウに該当するものを除く。) 証明書1通(5物件までのもの)につき 300円

ウ 農耕地に関する証明手数料 証明の種類ごとに証明書1通につき 300円

エ その他諸証明手数料 証明の種類ごとに証明書1通につき 300円

(2) 謄本若しくは抄本又は写しの交付手数料

ア 公簿の謄本又は抄本交付手数料 謄本又は抄本1通につき 300円

イ 文書又は図画の写し交付手数料(情報の提供として行う写しの交付に限る。)

1件ごとに300円に写し2枚以上について1枚(A3判以下の用紙をいう。)当たり30円を加えた額

(3) 閲覧手数料

- ア 租税に関する公簿閲覧手数料 税の種類及び年度ごとに1件当たり1回の閲覧につき 300円
(固定資産課税台帳については、地方税法第416条第3項の規定により公示した期間(同法第419条第8項の規定による場合を含む。)において納税義務者が閲覧するときは、手数料を徴しない。税の種類については、第1号アの括弧書を準用する。)
- イ 居住関係の公簿閲覧手数料 1世帯ごとに1回の閲覧につき 300円
- ウ 公函閲覧手数料 1枚ごとに1回の閲覧につき 300円

別表第2(第2条関係)

1 戸籍法(昭和22年法律第224号)関係手数料

- (1) 戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の交付手数料 1通につき 450円
- (2) 戸籍に記載した事項に関する証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円
- (3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1件につき 400円(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に該当するとき又は同一事項の戸籍の謄抄本若しくは戸籍証明書と同時に請求するときは、無料)
- (4) 除籍の謄抄本又は除籍証明書の交付手数料 1通につき 750円
- (5) 除籍に記載した事項に関する証明書交付手数料 証明事項1件につき 450円
- (6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1件につき 700円(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第1条の2に該当するとき又は同一事項の除籍の謄抄本若しくは除籍証明書と同時に請求するときは、無料)
- (7) 届出若しくは申請の受理、届書その他の書類の記載事項又は電子化された届書等情報の内容の証明書交付手数料 1通につき 350円
- (8) 戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第66条第2項で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書交付手数料
1通につき 1,400円
- (9) 届書その他の書類又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

2 消防法(昭和23年法律第186号)関係手数料

- (1) 危険物の仮貯蔵・仮取扱承認申請手数料 1件につき 5,400円
- (2) 危険物施設の設置許可申請手数料

ア 製造所

- (ア) 指定数量の倍数が10以下のもの 1件につき 39,000円
- (イ) 指定数量の倍数が10を超え、50以下のもの 1件につき 52,000円
- (ウ) 指定数量の倍数が50を超え、100以下のもの 1件につき 66,000円
- (エ) 指定数量の倍数が100を超え、200以下のもの 1件につき 77,000円
- (オ) 指定数量の倍数が200を超えるもの 1件につき 92,000円

イ 貯蔵所

(ア) 屋内貯蔵所

- a 指定数量の倍数が10以下のもの 1件につき 20,000円
- b 指定数量の倍数が10を超え、50以下のもの 1件につき 26,000円
- c 指定数量の倍数が50を超え、100以下のもの 1件につき 39,000円
- d 指定数量の倍数が100を超え、200以下のもの 1件につき 52,000円
- e 指定数量の倍数が200を超えるもの 1件につき 66,000円

(イ) 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

- a 指定数量の倍数が100以下のもの 1件につき 20,000円
- b 指定数量の倍数が100を超え、10,000以下のもの 1件につき 26,000円
- c 指定数量の倍数が10,000を超えるもの 1件につき 39,000円

(ウ) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。） 1件につき
570,000円

(エ) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

- a 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの
1件につき 880,000円
- b 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの
1件につき 1,070,000円
- c 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの
1件につき 1,200,000円
- d 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの
1件につき 1,520,000円
- e 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの
1件につき 1,780,000円
- f 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの
1件につき 4,070,000円
- g 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの
1件につき 5,340,000円
- h 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの
1件につき 6,490,000円

(オ) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

- a 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの
1件につき 5,930,000円
- b 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満

のもの 1件につき 7,470,000円

c 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの

1件につき 10,900,000円

(カ) 屋内タンク貯蔵所 1件につき 26,000円

(キ) 地下タンク貯蔵所

a 指定数量の倍数が100以下のもの 1件につき 26,000円

b 指定数量の倍数が100を超えるもの 1件につき 39,000円

(ク) 簡易タンク貯蔵所 1件につき 13,000円

(ケ) 移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所及び航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所を除く。） 1件につき 26,000円

(コ) 積載式移動タンク貯蔵所及び航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所 1件につき 39,000円

(サ) 屋外貯蔵所 1件につき 13,000円

ウ 取扱所

(ア) 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。） 1件につき 52,000円

(イ) 屋内給油取扱所 1件につき 66,000円

(ウ) 第1種販売取扱所 1件につき 26,000円

(エ) 第2種販売取扱所 1件につき 33,000円

(オ) 移送取扱所

a 危険物を移送するための配管の延長（その配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までのその配管のうち最大のもの。以下同じ。）が15キロメートル以下のもの（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。） 1件につき 21,000円

b 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの 1件につき 87,000円

c 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるものについては、87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額

(カ) 一般取扱所

a 指定数量の倍数が10以下のもの 1件につき 39,000円

b 指定数量の倍数が10を超え、50以下のもの 1件につき 52,000円

c 指定数量の倍数が50を超え、100以下のもの 1件につき 66,000円

d 指定数量の倍数が100を超え、200以下のもの 1件につき 77,000円

e 指定数量の倍数が200を超えるもの 1件につき 92,000円

(3) 危険物施設の変更許可申請手数料

前号の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所)にあっては、総務省令で定める場合には、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして前号の区分)に従い、それぞれその手数料の額の2分の1の額

(4) 危険物施設の設置の完成検査申請手数料

第2号の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所)にあっては、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして第2号の区分。以下次号において同じ。)に従い、それぞれその手数料の額の2分の1の額

(5) 危険物施設の変更の完成検査申請手数料

第2号の区分に従い、それぞれその手数料の額の4分の1の額

(6) 危険物施設の仮使用承認申請手数料 1件につき 5,400円

(7) 危険物施設の設置の完成検査前検査申請手数料

ア 水張検査

(ア) 容量10,000リットル以下のタンク 1件につき 6,000円

(イ) 容量10,000リットルを超え、1,000,000リットル以下のタンク
1件につき 11,000円

(ウ) 容量1,000,000リットルを超え、2,000,000リットル以下のタンク 1
件につき 15,000円

(エ) 容量2,000,000リットルを超えるタンク

15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端
数を増すごとに4,400円を加えた額

イ 水圧検査

(ア) 容量600リットル以下のタンク 1件につき 6,000円

(イ) 容量600リットルを超え、10,000リットル以下のタンク 1件につき 11,0
00円

(ウ) 容量10,000リットルを超え、20,000リットル以下のタンク 1件につき 1
5,000円

(エ) 容量20,000リットルを超えるタンク 15,000円に10,000リットル又は
10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額

ウ 基礎・地盤検査

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定
屋外タンク貯蔵所 1件につき 420,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特
定屋外タンク貯蔵所 1件につき 560,000円

- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 730,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 960,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,090,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,660,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,900,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 2,120,000円

エ 溶接部検査

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 530,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 680,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,030,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,410,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,780,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 3,430,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 4,190,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 4,800,000円

オ 岩盤タンク検査

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき 9,320,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき 12,600,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1件につ

き 17,300,000円

(8) 危険物施設の変更の完成検査前検査申請手数料

ア 水張検査

前号アの区分に従い、それぞれその手数料の額と同一の額

イ 水圧検査

前号イの区分に従い、それぞれその手数料の額と同一の額

ウ 基礎・地盤検査

前号ウの区分に従い、それぞれその手数料の額の2分の1の額

エ 溶接部検査

前号エの区分に従い、それぞれその手数料の額の2分の1の額

オ 岩盤タンク検査

前号オの区分に従い、それぞれその手数料の額の2分の1の額

(9) 保安検査手数料

ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの
1件につき 320,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの
1件につき 460,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの
1件につき 750,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの
1件につき 1,020,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの
1件につき 1,300,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの
1件につき 3,150,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの
1件につき 3,870,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの
1件につき 4,460,000円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの
1件につき 2,690,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの
1件につき 3,230,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの

1件につき 4,830,000円

ウ 移送取扱所

(ア) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所

1件につき 70,000円

(イ) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所については、70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額

3 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）関係手数料

煙火消費許可申請手数料 1件につき 7,900円

4 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）関係手数料

臨時運行許可申請手数料 1両につき 750円

5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）関係手数料

(1) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可申請手数料 21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額

(2) 貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可申請手数料 17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額

(3) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置完成検査申請手数料 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条第1項又は第3項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

(4) 貯蔵施設又は特定供給設備の変更完成検査申請手数料 24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

不利益処分の処分基準 個票

22-006-01

不利益処分の内容		秦野市長の資産等報告書の閲覧中止又は禁止	
根拠法令・条例等名		秦野市長の資産等の公開に関する条例施行規則	
条 項		第 10 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	政策部秘書課
		電話番号	0463-82-5100
基 準	法令基準	秦野市長の資産等の公開に関する条例施行規則第 10 条 第 2 項 報告書を閲覧する者は、その報告書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない。 第 3 項 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対して報告書の閲覧の中止を命じ、又はその閲覧を禁止することができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-009-01

不利益処分の内容		行政財産使用料の請求	
根拠法令・条例等名		秦野市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例	
条 項		第 7 条	
所 管 部 課 等		部課等名	総務部財産管理課
		電話番号	0463-82-5124
基 準	法令基準	地方自治法及び秦野市財産規則に基づき、行政財産の目的外使用申請に際し許可されたものについて、申請者（使用者）より行政財産使用料を徴収する。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-009-02

不利益処分の内容		庁舎等の使用の不許可及び違反者等に対する措置等	
根拠法令・条例等名		秦野市庁舎管理規則	
条 項		第 15 条・16 条・17 条	
所 管 部 課 等		部課等名	財産管理課
		電話番号	0463-82-5124
基 準	法令基準	秦野市庁舎管理規則に基づき、 ・第 15 条第 1 項の規定に満たない場合の不許可 ・第 17 条の規定に基づく違反者等に対する措置（庁舎等への出入り拒否・許可若しくは承認の取消し、又は行為の禁止、退去若しくは物品の撤去）	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-013-01

不利益処分の内容		市税に準じる債権以外の債権に係る延滞金の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市債権の管理等に関する条例	
条 項		第10条	
所 管 部 課 等		部課等名	債権回収課
		電話番号	0463-82-5134
基 準	法令基準	<p>(市税に準じる債権以外の債権に係る延滞金の徴収)</p> <p>第10条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権以外の公法上の債権(以下この章において「市税に準じる債権以外の債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、その納期限の翌日における民法に規定する法定利率を乗じて得た金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p> <p>〈第4条第1項〉 (督促状の発行及び納付遅滞が生じる日)</p> <p>第4条 前条第2項に規定する督促は、納期限後20日以内に督促状を発行して行われなければならない。この場合において、督促状で指定すべき納期限は、その発行する日から10日以内とする。</p> <p>2 前項の規定により督促状を発行した場合においても、納付遅滞が生じる日は、本市が指定した納期限の翌日(その日が秦野市の休日を含める条例(平成元年秦野市条例第8号)第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、その翌日)とする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-015-01

不利益処分の内容		手数料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例	
条 項		第4条	
所 管 部 課 等		部課等名	地域安全課
		電話番号	0463-82-9625
基 準	法令基準	秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例第4条及び同条別表、 秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例施行規則第8条 第4条 市長は、利用者から、別表に定める手数料を徴収する。 駐車の区分 手数料 常時駐車 月額 1,700円 随時駐車 1回 100円 第8条 常時駐車の手数料の納期は、承認を得た期間の各月の前月の15日から末日までとする。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-015-02

不利益処分の内容		延滞金の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例	
条 項		第6条	
所 管 部 課 等		部課等名	地域安全課
		電話番号	0463-82-9625
基 準	法令基準	<p>秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例第6条 手数料を納期限までに納入しない利用者に対しては、秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第25号)第10条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。</p> <p>秦野市債権の管理等に関する条例 第10条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権以外の公法上の債権(以下この章において「市税に準じる債権以外の債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、その納期限の翌日における民法に規定する法定利率を乗じて得た金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-015-03

不利益処分の内容		駐車の承認の取消し	
根拠法令・条例等名		秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例	
条 項		第9条	
所 管 部 課 等		部課等名	地域安全課
		電話番号	0463-82-9625
基 準	法令基準	<p>秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例第9条、秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例施行規則第12条及び第13条</p> <p>第9条 市長は、利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、駐車の承認を取り消すことができる。</p> <p>第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに利用の承認を取り消し、又は利用を禁止することができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請により自転車駐車施設を利用したとき。</p> <p>(2) 手数料又は延滞金を納付しないとき。</p> <p>(3) 第15条又は第16条の規定に違反したとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を禁止しようとするときは、その利用者に秦野市道自転車駐車施設常時駐車承認取消通知書(第7号様式)による通知を行う。</p> <p>第15条 利用者は、常時駐車に係る権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>第16条 利用者は、自転車駐車施設において、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1) 他の自転車の駐車を妨げる行為</p> <p>(2) 自転車駐車施設若しくはそれに付随する施設又は他の自転車を汚損し、又は破損する行為</p> <p>(3) 指定された自転車駐車位置以外に駐車する行為</p> <p>(4) 管理上支障があると市長が認める行為</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-015-04

不利益処分の内容		移動命令	
根拠法令・条例等名		秦野市自転車等の放置防止に関する条例	
条 項		第9条	
所 管 部 課 等		部課等名	地域安全課
		電話番号	0463-82-9625
基 準	法令基準	<p>秦野市自転車等の放置防止に関する条例第9条、秦野市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第5条</p> <p>第9条 市長は、放置禁止区域内に放置し、又は放置しようとする自転車等の利用者等に対し、その自転車等をその放置禁止区域から自転車等駐車場その他の適切な場所に移動するよう指導し、又は命じることができ</p> <p>る。</p> <p>2 市長は、放置禁止区域内に放置されている自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動することができる。</p> <p>3 市長は、放置禁止区域以外の公共の場所で必要があると認めるときは、放置されている自転車等を整理し、又は自転車等を放置し、若しくは放置しようとする利用者等に対し、その自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動するよう指導することができる。</p> <p>4 市長は、前項の規定による指導に従わず、自転車等が規則で定める期間放置されているときは、その自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動することができる。</p> <p>第5条 条例第9条第4項に規定する期間は、放置された日から起算して7日間とする。ただし、通行の支障を防止する等の必要があると認めるときは、その期間を短縮することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-015-05

不利益処分の内容		費用の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市自転車等の放置防止に関する条例	
条 項		第11条	
所 管 部 課 等		部課等名	地域安全課
		電話番号	0463-82-9625
基 準	法令基準	秦野市自転車等の放置防止に関する条例第11条 第11条 市長は、第9条第2項又は第4項の規定により自転車等を移動したときは、移動に要した費用として次に掲げる額をその自転車等を引取りに来た利用者等から徴収する。 (1) 自転車1台につき 2,000円 (2) 原動機付自転車1台につき 4,000円	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-015-06

不利益処分の内容		施設の利用承認の取消し	
根拠法令・条例等名		秦野市暴力団排除条例	
条 項		第9条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	地域安全課
		電話番号	0463-82-9625
基 準	法令基準	<p>秦野市暴力団排除条例第9条第2項のとおり</p> <p>(以下、条文を転記)</p> <p>2 市長、教育委員会及び指定管理者は、本市が設置する公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、その公の施設の利用の承認について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。)の規定にかかわらず、その他の条例の規定に基づく利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる。</p> <p>※「暴力団」とは、秦野市暴力団排除条例第2条第2号のとおり</p> <p>(以下、条文を転記)</p> <p>(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-017-01

不利益処分の内容		弁償金の徴収（自動車臨時運行の許可）	
根拠法令・条例等名		秦野市自動車臨時運行許可に関する規則	
条 項		第 1 2 条	
所 管 部 課 等		部課等名	戸籍住民課
		電話番号	0463-82-5127
基 準	法令基準	秦野市自動車臨時運行許可に関する規則(平成11年秦野市規則第24号)第12条 (番号標の紛失等による弁償) 第12条 臨時運行の許可を受けた者が故意又は過失により番号標を紛失し、又は著しく損傷したときは、弁償金として実費相当額を納めなければならない。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-018-01

不利益処分の内容		使用料の徴収															
根拠法令・条例等名		秦野市ほうらい会館条例															
条 項		第6条第1項															
所 管 部 課 等		部課等名	市民相談人権課														
		電話番号	0463-81-8310														
基 準	法令基準	ほうらい会館条例第6条第1項中に規定する別表による。															
		別表（第6条関係）															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（30分につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>生活改善室</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料（30分につき）		円	生活改善室	100	和室	200	会議室	200	集会室	200	小会議室	100
		区分	使用料（30分につき）														
	円																
生活改善室	100																
和室	200																
会議室	200																
集会室	200																
小会議室	100																
備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。																	
	処分基準	法令基準のとおり															
	更新日	令和8年3月31日															
備 考																	

不利益処分の処分基準 個票

22-018-02

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市ほうらい会館条例	
条 項		第 1 0 条	
所 管 部 課 等		部課等名	市民相談人権課
		電話番号	0463-81-8310
基 準	法令基準	ほうらい会館条例第 1 0 条 (使用承認の取消し等) 第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。 (1) 第4条第2項の規定に基づく使用条件に違反したとき。 (2) 第5条第1項各号の規定のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-019-01

不利益処分の内容		使用料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市立公民館条例	
条 項		第 6 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部生涯学習課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 2
基 準	法令基準	公民館の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第 1 に定める使用料を納付しなければならない。 別表第 1 は別紙のとおり（別添：様式 2 別紙【使用料の徴収】）	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

別表第1（第6条関係）

区分		単位	使用料
西公民館		30分につき	円
	多目的ホール		600
	集会室A		150
	集会室B		150
	集会室C		100
	集会室D		250
上公民館	多目的ホール		400
	集会室		150
	和室		200
	調理室		150
	創作活動室		150
南公民館	多目的ホール		400
	集会室		100
	学習室		50
	視聴覚室		50
	和室		100
	調理室		50
北公民館	多目的ホール		600
	集会室		200
	音楽室		150
	和室		200
	調理室	200	
	創作活動室	100	
大根公民館	多目的ホール	400	
	集会室	50	
	学習室	100	
	和室	250	
	調理室	100	
東公民館	多目的ホール	400	
	集会室A	150	

	集会室B	50
	和室	150
	小和室	100
	調理室	100
鶴巻公民館	多目的ホール	400
	コミュニティ室	200
	音楽室	200
	和室	250
	調理室	150
	創作活動室	150
渋沢公民館	多目的ホール	600
	集会室	150
	音楽室	250
	和室	250
	調理室	200
	創作活動室	200
本町公民館	多目的ホール	600
	集会室A	150
	集会室B	50
	音楽室	250
	和室	250
	調理室	150
	創作活動室	150
南が丘公民館	多目的ホール	600
	集会室	100
	セミナー室	200
	音楽室	250
	和室	250
	調理室	250
	創作活動室	200
堀川公民館	多目的ホール	600
	集会室	200

	音楽室	150
	和室	200
	調理室	150
	創作活動室	150

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

不利益処分の処分基準 個票

22-019-02

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市立公民館条例	
条 項		第 1 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部生涯学習課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 2
基 準	法令基準	<p>第 1 1 条 教育長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 第 4 条第 2 項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) その他特に必要があると認めるとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-020-01

不利益処分の内容		サンライフ鶴巻の使用料の徴収																														
根拠法令・条例等名		秦野市立サンライフ鶴巻条例																														
条 項		第 6 条 第 1 項																														
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課																													
		電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5																													
基 準	法令基準	【秦野市立サンライフ鶴巻条例第 6 条 1 項】 サンライフ鶴巻の使用料は、別表に定めるとおりとする。																														
		別表(第 6 条関係)																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用の区分</th> <th>単位</th> <th>基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">専用</td> <td>体育室</td> <td rowspan="6">30分につき</td> <td>円 400</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>創作活動室</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>特別会議室</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>2分の1室30分につき 全室30分につき</td> <td>50 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">共用</td> <td>体育室</td> <td rowspan="4">1回(2時間以内)につき</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>創作活動室</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>		使用の区分		単位	基本使用料	専用	体育室	30分につき	円 400	小会議室	50	創作活動室	100	大会議室	150	特別会議室	100	和室	2分の1室30分につき 全室30分につき	50 100	共用	体育室	1回(2時間以内)につき	200	創作活動室	200	大会議室	200	トレーニングルーム	350
		使用の区分		単位	基本使用料																											
専用	体育室	30分につき	円 400																													
	小会議室		50																													
	創作活動室		100																													
	大会議室		150																													
	特別会議室		100																													
	和室		2分の1室30分につき 全室30分につき	50 100																												
	共用	体育室	1回(2時間以内)につき	200																												
創作活動室		200																														
大会議室		200																														
トレーニングルーム		350																														
処分基準	法令基準のとおり																															
更新日	令和8年3月31日																															
備 考																																

不利益処分の処分基準 個票

22-020-02

不利益処分の内容		サンライフ鶴巻の使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市立サンライフ鶴巻条例	
条 項		第 1 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	<p>【秦野市立サンライフ鶴巻条例第 1 1 条】</p> <p>市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-020-03

不利益処分の内容		はだの丹沢クライミングパークの使用料の徴収																				
根拠法令・条例等名		はだの丹沢クライミングパーク条例																				
条 項		第5条第1項																				
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課																			
		電話番号	0463-84-2795																			
基 準	法令基準	<p>【はだの丹沢クライミングパーク条例第5条第1項】 ボルダリング施設の使用料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">単位等</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共用</td> <td rowspan="2">1時間につき</td> <td>大人</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>子ども</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1日につき</td> <td>大人</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>子ども</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>専用</td> <td>1時間につき</td> <td></td> <td>7,500円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位等		使用料の額	共用	1時間につき	大人	500円	子ども	200円	1日につき	大人	1,600円	子ども	700円	専用	1時間につき		7,500円
	区分	単位等		使用料の額																		
	共用	1時間につき	大人	500円																		
子ども			200円																			
1日につき		大人	1,600円																			
		子ども	700円																			
専用	1時間につき		7,500円																			
処分基準	法令基準のとおり																					
更新日	令和8年3月31日																					
備 考																						

不利益処分の処分基準 個票

22-020-04

不利益処分の内容		はだの丹沢クライミングパークの使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		はだの丹沢クライミングパーク条例	
条 項		第 10 条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
		電話番号	0463-84-2795
基 準	法令基準	<p>【はだの丹沢クライミングパーク条例第4条3項】 市長は、クライミングパークの管理及び運営上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。</p> <p>【はだの丹沢クライミングパーク条例第8条】 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。</p> <p>(1) 危険物を使用する催して、災害が発生するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) クライミングパークの建物、施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(5) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。</p> <p>【はだの丹沢クライミングパーク条例第9条】 使用者は、承認を受けた目的以外にボルダリング施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>【はだの丹沢クライミングパーク条例第10条】 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) 第4条第3項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-020-05

不利益処分の内容		学校開放のための照明施設使用料の徴収							
根拠法令・条例等名		秦野市学校開放のための照明施設に関する条例							
条 項		第 6 条							
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課							
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5							
基 準	法令基準	<p>【秦野市学校開放のための照明施設に関する条例第6条】 照明施設の使用の許可を受けた団体は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>第6条 照明施設の使用の許可を受けた団体は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 照明(全点灯)</td> <td>1時間につき1,300円</td> </tr> <tr> <td>B 照明(2分の1点灯)</td> <td>1時間につき500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、上記使用料の2分の1の額とし、30分以上1時間未満の端数があるときは、1時間とみなした額とする。 2 照明施設に係る使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。</p>		区分	使用料	A 照明(全点灯)	1時間につき1,300円	B 照明(2分の1点灯)	1時間につき500円
	区分	使用料							
	A 照明(全点灯)	1時間につき1,300円							
B 照明(2分の1点灯)	1時間につき500円								
処分基準	法令基準のとおり								
更新日	令和8年3月31日								
備 考									

不利益処分の処分基準 個票

22-020-06

不利益処分の内容		学校開放のための照明施設使用許可の取消し	
根拠法令・条例等名		秦野市学校開放のための照明施設に関する条例	
条 項		第 1 0 条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	<p>【秦野市学校開放のための照明施設に関する条例第 1 0 条】</p> <p>教育長は、照明施設の使用の許可を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第4条第3項に規定する条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-021-01

不利益処分の内容		観覧料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市立宮永岳彦記念美術館条例	
条 項		第 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部文化振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 3 0 9
基 準	法令基準	<p>秦野市立宮永岳彦記念美術館条例</p> <p>第3条 宮永美術館に、宮永岳彦作品常設展示室及び市民ギャラリーを置く。</p> <p>第4条 宮永岳彦作品常設展示室において展示する美術作品等を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、観覧料を納付するものとし、その額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>単位 金額</p> <p>1回 300円</p> <p>備考</p> <p>1 秦野市鶴巻温泉弘法の里湯を利用する者が同日中に観覧するときは、観覧料を100円減額する。</p> <p>2 次に掲げる者の観覧料は、無料とする。</p> <p>(1) 義務教育課程修了前の者</p> <p>(2) 高等学校の生徒(これに準じる者を含む。次号において同じ。)</p> <p>(3) 幼稚園、義務教育課程又は高等学校の児童又は生徒が、教育課程に基づく教育活動として観覧する場合において、その引率をする者</p> <p>(4) 認定こども園の園児がそのこども園の活動として観覧する場合において、その引率をする者</p> <p>(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童福祉施設の児童がその施設の活動として観覧する場合において、その引率をする者</p> <p>(6) 児童福祉法又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)により療育手帳の交付を受けている者及びその介護者</p> <p>(7) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-021-02

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市立宮永岳彦記念美術館条例	
条 項		第 1 0 条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部文化振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 3 0 9
基 準	法令基準	<p>秦野市立宮永岳彦記念美術館条例</p> <p>第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) 第7条第2項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-021-03

不利益処分の内容		使用料の徴収							
根拠法令・条例等名		秦野市立宮永岳彦記念美術館条例							
条 項		第11条							
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部文化振興課						
		電話番号	0463-86-6309						
基 準	法令基準	<p>秦野市立宮永岳彦記念美術館条例 第11条 市民ギャラリーの使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日市内のもの</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>市外のもの</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 市内のものとは本市に住所を有する個人及び本市に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体を、市外のものとは市内のもの以外のものをいう。 2 加算料 (1) 使用者が入場料等を徴収するときは、使用料に使用料の100パーセントに相当する額を加算する。 (2) 営利を目的とする商品の展示又は展示販売をするときは、使用料に使用料の150パーセントに相当する額を加算する。</p>		単位	金額	1日市内のもの	5,000円	市外のもの	10,000円
	単位	金額							
	1日市内のもの	5,000円							
市外のもの	10,000円								
処分基準	法令基準のとおり								
更新日	令和8年3月31日								
備 考									

不利益処分の処分基準 個票

22-021-04

不利益処分の内容		入館の制限等	
根拠法令・条例等名		秦野市立宮永岳彦記念美術館条例	
条 項		第 1 7 条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部文化振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 3 0 9
基 準	法令基準	秦野市立宮永岳彦記念美術館条例 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、宮永美術館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。 (1) 宮永美術館の設置目的を達成することができず、又はそのおそれがあると認めるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認めるとき。 (3) 危険物を所持する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-021-05

不利益処分の内容		使用料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市文化会館条例	
条 項		第6条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部文化振興課
		電話番号	0463-86-6309
基 準	法令基準	<p>秦野市文化会館条例 第6条 文化会館の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項に規定するもののほか、文化会館の附属設備及び貸出物品の利用料は、規則で定める。</p> <p>秦野市文化会館条例施行規則 第13条 条例第6条第2項の規定により規則で定める文化会館の附属設備及び貸出物品の利用料は、別表第1のとおりとする。 2 条例第7条第1項ただし書の規定により規則で定める期限は、その附属設備又は貸出物品を利用する日とする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

秦野市文化会館条例

別表（第6条関係）

1 大ホール及び小ホール使用料

（1）大ホール基本使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	円 28,000	円 50,000	円 64,000	円 78,000	円 114,000 0	円 142,000 0
土曜日・ 日曜日・ 祝日	35,000	62,000	80,000	97,000	142,000 0	177,000 0

（2）小ホール基本使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	円 8,000	円 14,000	円 19,000	円 22,000	円 33,000	円 41,000
土曜日・ 日曜日・ 祝日	10,000	18,000	23,000	28,000	41,000	51,000

（3）加算料

ア 使用者が1,000円を超える入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、基本使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。

（ア） 入場料等の最高額が1人当たり1,000円を超え2,000円以下の場合……50パーセント

（イ） 入場料等の最高額が1人当たり2,000円を超え3,000円以下の場合……70パーセント

（ウ） 入場料等の最高額が1人当たり3,000円を超え5,000円以下の場合……100パーセント

（エ） 入場料等の最高額が1人当たり5,000円を超える場合……150

パーセント

イ 営利を目的とする広告、宣伝その他これに類する催しのために使用する場合は、基本使用料に基本使用料の150パーセントに相当する額を加算する。

(4) 延長等に係る使用料

使用時間の延長又は繰上げの承認を受けて使用する場合は、当該延長又は繰上げに係る使用料（以下「延長等に係る使用料」という。）は、1時間につき、延長しようとするときは延長しようとする時間の直前の使用区分に係る基本使用料の、繰上げようとするときは繰上げようとする時間の直後の使用区分に係る基本使用料の30パーセントに相当する額とする。この場合において、延長又は繰上げに係る使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

(5) 舞台練習等使用料

舞台練習又は舞台準備のために使用する場合は、基本使用料の50パーセントに相当する額とする。

(6) 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう（以下同じ。）。

2 展示室基本使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
	円	円	円	円	円	円
平日	2,800	4,200	5,600	7,000	9,800	12,600
土曜日・ 日曜日・ 祝日	3,500	4,900	7,000	8,400	11,900	15,400

(1) 加算料

ア 使用者が1,000円を超える入場料等を徴収する場合は、基本使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。

(ア) 入場料等の最高額が1人当たり1,000円を超え2,000円以下の場合……50パーセント

(イ) 入場料等の最高額が1人当たり2,000円を超え3,000円以下の場合……70パーセント

(ウ) 入場料等の最高額が1人当たり3,000円を超え5,000円以下

の場合…… 100パーセント

(エ) 入場料等の最高額が1人当たり5,000円を超える場合…… 150パーセント

イ 営利を目的とする商品の展示又は展示販売をする場合は、基本使用料に基本使用料の150パーセントに相当する額を加算する。

(2) 延長等に係る使用料

延長等に係る使用料は、大ホール及び小ホールの延長等に係る使用料の例による。

(3) 展示室を分割して使用する場合の使用料は、当該使用場所の面積が50パーセント以下の場合には、基本使用料の50パーセントに相当する額とする。

3 会議室等基本使用料

区分	基本使用料 (30分につき)	区分	基本使用料 (30分につき)
	円		円
第1会議室	300	第1練習室	250
第2会議室	150	第2練習室	150
第3会議室	300	第3練習室	200
和室	250		

(1) 加算料

第1会議室に限り展示室と併用して使用する場合は、展示室に係る加算料の規定を適用する。

4 楽屋等基本使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大	円	円	円	円	円	円
ホ	800	800	800	1,600	1,600	2,400
ー	800	800	800	1,600	1,600	2,400
ル	(和室)					
	300	300	300	600	600	900
	300	300	300	600	600	900

	楽屋No. 5 (和室)	300	300	300	600	600	900
	シャワー 室	800	800	800	1,600	1,600	2,400
小 ホ ー ル	楽屋No. 1 (和室)	300	300	300	600	600	900
	楽屋No. 2 (和室)	300	300	300	600	600	900
	楽屋No. 3	300	300	300	600	600	900
	シャワー 室	300	300	300	600	600	900
	リハーサル室	1,700	1,700	1,700	3,400	3,400	5,100
	主催者事務室	100	100	100	200	200	300

(1) 延長等に係る使用料

延長等に係る使用料は、大ホール及び小ホールの延長等に係る使用料の例による。

秦野市文化会館条例施行規則

別表第1（第13条関係）

分類	附属設備及び貸出物品	単位	利用料（午前、午後、夜間各1回につき）円	施設区分
舞台設備	ピアノフルコンサートA（調律料別）	1台	8,000	大ホール
	ピアノフルコンサートB（調律料別）	1台	4,000	
	ピアノセミコンサート（調律料別）	1台	2,000	小ホール
	ピアノアップライト（調律料別）	1台	1,000	練習室
	グランドピアノ（調律料別）	1台	1,000	リハーサル室
	ピアノ用補助ペダル	1台	100	大・小ホール
	回り舞台	1基	3,000	大ホール
	オーケストラピット	1基	3,000	
	音響反射板（天板ライト付）	1式	3,000	
	〃	1式	1,000	小ホール
	譜面灯	1台	100	大・小ホール
	所作台（化粧かまち、開丁場付）	1式	4,000	大ホール
	〃	1式	1,700	小ホール
	花道用所作台（化粧かまち、開丁場、揚幕付）	1式	2,000	大ホール
	〃	1式	1,000	小ホール
	平台	1台	100	1 大・小ホール 2 展示室・会議室
	箱足類	1個	50	大・小ホール
	松羽目・竹羽目	1式	3,000	大ホール
	松羽目	1式	800	小ホール
	毛せん（1,818×3,636）	1枚	200	1 大・小ホール
	座布団（1,818×545）	1枚	100	2 展示室・和室
	めくり台（H=1,515）	1台	200	
	金屏風（2,427×727×6曲）	1双	1,000	
銀屏風（2,427×727×6曲）	1双	1,000		

	大太鼓	1 式	1, 0 0 0	
	指揮者台（譜面台付）	1 台	3 0 0	大ホール
	〃	1 台	2 0 0	小ホール
	楽団員用譜面台	1 台	1 0 0	大・小ホール
	コントラバス用椅子	1 台	1 0 0	
	浅黄幕	1 対	7 0 0	大ホール
	〃	1 対	3 0 0	小ホール
	紅白幕	1 対	7 0 0	大ホール
	〃	1 対	3 0 0	小ホール
	紗幕	1 対	8 0 0	大ホール
	〃	1 対	3 0 0	小ホール
	振り竹	1 式	4 0 0	大ホール
	上敷ゴザ	1 枚	1 0 0	大・小ホール
	地がすり	1 枚	5 0 0	大ホール
	〃	1 枚	4 0 0	小ホール
	舞台用リューム（20m×90cm）	1 巻	2 0 0	大・小ホール
	雪かご	1 式	2 0 0	大・小ホール
	演台（3点セット、賞品台兼節台、かけ段、国旗市旗共）	1 式	8 0 0	大ホール
	〃	1 式	5 0 0	小ホール
	映写機（持込みを含む。）	1 台	2, 0 0 0	大・小ホール
	スクリーン	1 式	1, 0 0 0	大・小ホール
	プロジェクター	1 台	2, 4 0 0	1 大・小ホール 2 展示室・会議室
	カラバトン	1 本	3 0 0	大・小ホール
	司会者台	1 台	2 0 0	1 大・小ホール 2 展示室・会議室
	椅子	1 脚	5 0	大・小ホール
	机	1 台	1 0 0	
	黒・白板	1 脚	1 0 0	
	姿見	1 枚	1 0 0	
音響	拡声装置Aセット（スピーカー、マイク2本、コンプレッサーリミッター、グラフィックイコライザー付）	1 式	5, 0 0 0	大ホール

設 備	拡声装置Bセット (Aセットにテープレコーダー又はレコードプレーヤー付)	1式	5,500	
	拡声装置Aセット (スピーカー、マイク2本、コンプレッサーリミッター、グラフィックイコライザー付)	1式	3,300	1 小ホール 2 展示室
	拡声装置Bセット (Aセットにテープレコーダー又はレコードプレーヤー付)	1式	3,800	
	コンデンサーマイク (スタンド付)	1本	700	大・小ホール
	ダイナミックマイク (スタンド付)	1本	400	1 大・小ホール 2 展示室・会議室等
	ワイヤレスマイク (受信装置付・電池別)	1本	500	大・小ホール
	ガンマイク (スタンド付)	1本	1,000	
	テープレコーダー卓	1台	1,000	
	テープレコーダー	1台	1,000	
	MDデッキ	1台	1,000	
	CDプレーヤー	1台	1,000	
	マイクロホンエレベーター (マイク付)	1台	1,200	
	ステージスピーカー	1台	800	大ホール
	〃	1台	600	小ホール
	はね返りスピーカー	1台	500	大・小ホール
	PA用パワーアンプ	1台	800	大・小ホール
	デジタルディレイ	1台	500	大・小ホール
	デジタルリバーブ	1台	500	大・小ホール
補助ミキサー	1ch	100	大・小ホール	
照 明 設 備	ボーダーライト	1列	600	大ホール
	〃	1列	200	小ホール
	サスペンションスポットライト	1台	150	大・小ホール
	プロセニウムサスペンションスポットライト	1台	150	大ホール
	アッパーホリゾンライト	1列	1,000	大ホール
	〃	1列	300	小ホール
	中アッパーホリゾンライト	1列	500	大ホール
	ロアホリゾンライト	1列	700	大ホール
〃	1列	200	小ホール	

	トーマンタルスポットライト	1台	150	大・小ホール
	シーリングスポットライト	1台	200	大ホール
	〃	1台	150	小ホール
	フロントサイドスポットライト	1台	170	大ホール
	〃	1台	150	小ホール
	クセノンピンスポットライト	1台	2,000	大ホール
	〃	1台	1,500	小ホール
	パーライト	1台	400	大・小ホール
	ITO	1台	400	大・小ホール
	フットライト	1列	800	大ホール
	〃	1列	300	小ホール
	花道用フットライト	1式	900	大ホール
	〃	1式	500	小ホール
移動照明器具	スポットライト (1kw)	1台	150	大・小ホール
	〃 (0.5kw)	1台	100	1 大・小ホール 2 展示室
	スポットライト (FQ型 1.5kw)	1台	400	大・小ホール
	フットスポット (0.5kw)	1台	100	
	ストリップライト (0.9m)	1台	100	
照明効果器具	〃 (1.8m)	1台	200	
	エフェクトスポットライト (1kw)	1台	500	大・小ホール
	〃 (0.5kw)	1台	400	
	ディスクマシン	1台	400	
	スパイラルマシン	1台	400	
	スライドキャリアマスク	1台	400	
	先玉	1台	100	
	ドラムマシン	1台	400	
	ダブルマシン	1台	400	
	波のマシン	1台	300	
	ミラーボール	1台	300	
	ストロボスコープ	1台	800	
ブラックライト	1台	400		

	星球	1セ ット	200	
そ の 他	拡声装置（マイク付）	1式	利用1回に つき 500	展示室・会議室等
	移動展示パネル	1枚	1日につき 100	
	ピクチャーハンガー（大・小）	1本	1日につき 10	
	スポットライト（0.1kw）	1台	1日につき 100	
	演台（2点セット）	1式	利用1回に つき 200	
	ハンガーパネル	1面	1日につき 400	展示室
	電力従量付加使用料	1kw につ き	契約電力会 社の従量料 金による	
	持込器具	1kw につ き	100	大・小ホール

備考

- 1 使用時間の延長又は繰上げに係る使用料は、1時間につき、1回の使用料の30パーセントに相当する額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。この場合において、使用時間が1時間に満たない時間があるときは、これを1時間とみなす。
- 2 施設区分の数字は、使用施設の優先順位を示す。

不利益処分の処分基準 個票

22-021-06

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市文化会館条例	
条 項		第11条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部文化振興課
		電話番号	0463-86-6309
基 準	法令基準	秦野市文化会館条例 第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生ずることがあっても、市はその責任を負わない。 (1) 第4条第2項の規定に基づく使用条件に違反したとき。 (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第10条の規定に違反したとき。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (5) その他市長が特に必要があると認めたととき。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-021-07

不利益処分の内容		中止又は退去命令	
根拠法令・条例等名		秦野市文化会館条例	
条 項		第16条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部文化振興課
		電話番号	0463-86-6309
基 準	法令基準	<p>秦野市文化会館条例</p> <p>第15条 何人も、文化会館(その敷地を含む。)において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 理由なくうろつき、又はたむろすること。</p> <p>(2) 使用者、入場者その他の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をすること。</p> <p>第16条 市長は、前条の規定に違反している者に対しては、その言動を中止すること、又は退去することを命じることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-022-01

不利益処分の内容		視聴覚室使用料の徴収					
根拠法令・条例等名		秦野市立図書館条例					
条 項		第6条第1項					
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部 図書館				
		電話番号	0463-81-7012				
基 準	法令基準	<p>「視聴覚室の使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(30分につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料(30分につき)	視聴覚室	400円
	区分	使用料(30分につき)					
	視聴覚室	400円					
処分基準	法令基準のとおり						
更新日	令和8年3月31日						
備 考							

不利益処分の処分基準 個票

22-022-02

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市立図書館条例	
条 項		第11条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部 図書館
		電話番号	0463-81-7012
基 準	法令基準	<p>第11条 教育長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 第4条第2項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) その他特に必要があると認めるとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-022-03

不利益処分の内容		中止又は退去の命令	
根拠法令・条例等名		秦野市立図書館条例	
条 項		第17条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部 図書館
		電話番号	0463-81-7012
基 準	法令基準	<p>第17条 教育長は、前条の規定に違反しているものに対しては、その言動を中止すること、又は退去することを命じることができる。</p> <p>(前条)</p> <p>第16条 何人も、図書館(その敷地を含む。)において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 理由なくうろつき、又はたむろすること。</p> <p>(2) 利用者、入場者その他の公衆に対し、いいがかりをつけ、すぐむ等不安を覚えさせるような言動をすること。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-022-04

不利益処分の内容		入館の制限	
根拠法令・条例等名		秦野市立図書館条例施行規則	
条 項		第5条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部 図書館
		電話番号	0463-81-7012
基 準	法令基準	<p>(入館の制限)</p> <p>第5条 館長は、管理上適当でないと認める者がいるときは、その入館を断り、又は退館させることができる。</p> <p>「管理上適当でない」行為例 (利用者の心得)</p> <p>第6条 利用者は、館長の指示に従うとともに、図書館資料を大切に取り扱い、館内では静粛にしなければならない。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第27条 使用者及び入場者は、図書館内及びその敷地において次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 視聴覚室の定員を超えて入場させないこと。 (2) 承認されたもの以外の附属設備、器具等を使用しないこと。 (3) 承認を受けずに附属設備、器具等を図書館の外に持ち出さないこと。 (4) 火気を使用しないこと。 (5) 張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。 (6) 危険物を持ち込まないこと。 (7) 喫煙しないこと。 (8) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (9) その他職員の指示に従うこと。 <p>(物品販売行為等の禁止)</p> <p>第28条 何人も、図書館内及びその敷地において物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これに類する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為で、教育長の承認を受けた使用者は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共的団体等が行う祭典等における模擬店販売又は展示即売 (2) 公共的団体等への寄附を目的として行われる物品の即売 (3) 社会福祉法人等が福祉事業に基づき行う物品の販売 (4) 講演会等における書籍その他の関連物品の販売 (5) その他教育長が必要と認める行為 	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-023-01

不利益処分の内容		保健福祉センターの使用料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市保健福祉センター条例	
条 項		第 6 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部地域共生推進課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 2
基 準	法令基準	保健福祉センターの使用料の徴収は、秦野市保健福祉センター条例第 6 条の別表の規定による。 別紙のとおり	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

秦野市保健福祉センター条例

別表（第4条、第6条、第6条の2関係）

1 多目的ホール基本使用料

(1) ステージ・椅子仕様とする場合

使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	円	円	円	円	円	円
平日	4,500	8,200	11,200	12,700	19,500	24,000
土曜日 日曜日 祝日	6,000	10,500	13,500	16,500	24,000	30,000

備考

- 1 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 延長・繰上げ使用に係る使用料

使用時間の延長又は繰上げの承認を受けて使用する場合のその延長又は繰上げに係る使用料は、1時間につき、延長しようとするときは延長しようとする時間の直前の使用区分に係る基本使用料の、繰り上げしようとするときは繰り上げようとする時間の直後の使用区分に係る基本使用料の30パーセントに相当する額とする。この場合において、延長又は繰上げに係る使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

(2) ステージ・椅子仕様としない場合

区分	基本使用料（1時間につき）
多目的ホール	1,500円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

2 会議室等基本使用料

区分		基本使用料（30分につき）
		円
第1会議室		50
第2会議室		100
第3会議室		250
第4会議室		400
第4会議室の使用区分	会議室1	200
	会議室2	200
和室		150
教養娯楽室		600
教養娯楽室の使用区分	教養娯楽室1	200
	教養娯楽室2	200
	教養娯楽室3	200
創作活動室		200

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

不利益処分の処分基準 個票

22-023-02

不利益処分の内容		保健福祉センターの使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市保健福祉センター条例	
条 項		第 1 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部地域共生推進課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 2
基 準	法令基準	<p>市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) 第 4 条第 2 項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-025-01

不利益処分の内容		延滞金の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市介護保険条例	
条 項		第 8 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>条例第 8 条の規定による。</p> <p>市長は、保険料を納期までに納付しない者については、秦野市債権の管理等に関する条例（平成 1 9 年秦野市条例第 2 5 号）第 7 条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。</p> <p>秦野市債権の管理等に関する条例 （市税に準じる債権に係る延滞金の徴収） 第 7 条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分 の例により徴収する債権（以下この章において「市税に準じる債 権」という。）に係る納付金について第 4 条第 1 項の規定により督 促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるも のを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債 権の額が 2,000 円以上（1,000 円未満の端数は、切り捨てる。）であ るときは、年 14.5 パーセント（納期限の翌日から 1 か月を経過する 日までの期間については、年 7.25 パーセント）の割合を乗じて計 算した金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収す る。</p> <p>2 前項に規定する延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその確定金額の全額が 500 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 第 1 項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合として計算する。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-025-02

不利益処分の内容		手数料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例	
条 項		第 1 5 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>介護保険法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、その申請1件について、次に掲げる手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定の申請手数料 ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に係る指定 20,000円 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定 45,000円 ウ ア又はイに掲げるサービス以外のサービスに係る指定 30,000円 (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新申請手数料 ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定 25,000円 イ アに掲げるサービス以外のサービスに係る指定 10,000円</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-025-03

不利益処分の内容		手数料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例	
条 項		第 8 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、その指定等の申請1件について、次に掲げる手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請手数料 15,000円</p> <p>(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新申請手数料 10,000円</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-025-04

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市老人いこいの家条例	
条 項		第 9 条	
所 管 部 課 等		部課等名	高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 4
基 準	法令基準	(使用承認の取消し) 第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は退去させることができる。 (1) この条例に違反したとき。 (2) 第5条第2項の規定により付された使用条件に違反したとき。 (3) 第6条各号に該当する理由が生じたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、法令に違反する行為があったとき。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-025-05

不利益処分の内容		指定管理者の指定の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市老人いこいの家条例	
条 項		第 1 8 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 4
基 準	法令基準	<p>(業務報告の聴取等)</p> <p>第16条 市長は、老人いこいの家の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第18条 市長は、指定管理者が第16条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由によりその指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-025-06

不利益処分の内容		使用料の徴収																	
根拠法令・条例等名		秦野市広畑ふれあいプラザ条例																	
条 項		第 6 条																	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課																
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 4																
基 準	法令基準	<p>(使用料等) 第6条 ふれあいプラザの使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項に規定するもののほか、ふれあいプラザの附属設備及び貸出物品の利用料は、規則で定める。</p> <p>別表 (第6条、第6条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料 (30分につき) 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>学習室1</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>学習室2</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>創作活動室</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。</p>		区分	基本使用料 (30分につき) 円	多目的ホール	400	学習室1	150	学習室2	150	創作活動室	150	和室1	150	和室2	150	調理室	150
	区分	基本使用料 (30分につき) 円																	
	多目的ホール	400																	
学習室1	150																		
学習室2	150																		
創作活動室	150																		
和室1	150																		
和室2	150																		
調理室	150																		
処分基準	法令基準のとおり																		
更新日	令和8年3月31日																		
備 考																			

不利益処分の処分基準 個票

22-025-07

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市広畑ふれあいプラザ条例	
条 項		第 8 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 4
基 準	法令基準	(使用承認の取消し等) 第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。 (1) 第4条第2項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。 (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 前条の規定に違反したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。 (5) その他市長が特に必要があると認めるとき。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-025-08

不利益処分の内容		使用料の徴収															
根拠法令・条例等名		秦野市末広ふれあいセンター条例															
条 項		第 6 条															
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部高齢介護課															
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 4															
基 準	法令基準	<p>(使用料等) 第6条 ふれあいセンターの使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項に規定するもののほか、ふれあいセンターの附属設備及び貸出物品の利用料は、規則で定める。</p> <p>別表 (第 6 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料 (30分につき) 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>洋室</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>伝統文化継承室</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>世代間交流室</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。</p>		区分	基本使用料 (30分につき) 円	会議室	100	調理室	100	和室	100	洋室	100	伝統文化継承室	100	世代間交流室	150
	区分	基本使用料 (30分につき) 円															
	会議室	100															
調理室	100																
和室	100																
洋室	100																
伝統文化継承室	100																
世代間交流室	150																
処分基準	法令基準のとおり																
更新日	令和8年3月31日																
備 考																	

不利益処分の処分基準 個票

22-025-09

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市末広ふれあいセンター条例	
条 項		第 8 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 4
基 準	法令基準	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第5条各号のいずれかに該当する状況に至ったとき。</p> <p>(3) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-025-10

不利益処分の内容		手数料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例	
条 項		第 5 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	介護保険法第58条第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定及び法第115条の31において準用する第70条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、その申請1件について、次に掲げる手数料を納付しなければならない。 (1) 指定介護予防支援事業者の指定の申請手数料 15,000円 (2) 指定介護予防支援事業者の指定の更新申請手数料 10,000円	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-025-11

不利益処分の内容		手数料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例	
条 項		第 5 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	介護保険法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、その申請1件について、次に掲げる手数料を納付しなければならない。 (1) 指定居宅介護支援事業者の指定の申請手数料 20,000円 (2) 指定居宅介護支援事業者の指定の更新申請手数料 10,000円	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-026-01

不利益処分の内容		在宅障害者福祉手当の支給の停止	
根拠法令・条例等名		秦野市在宅障害者福祉手当支給条例	
条 項		第 8 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	秦野市在宅障害者福祉手当支給条例 (手当の支給停止) 第 8 条 市長は、在宅障害者を保護し、又は養育する者がその保護又は養育を怠っていると認めるときは、手当の支給を停止することができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-026-02

不利益処分の内容		不正利得による返還命令	
根拠法令・条例等名		秦野市在宅障害者福祉手当支給条例	
条 項		第 9 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	秦野市在宅障害者福祉手当支給条例 (手当の返還) 第 9 条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があ るときは、市長は、受給額に相当する金額をその者から返還させ ることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-026-03

不利益処分の内容		損害賠償との調整	
根拠法令・条例等名		秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例	
条 項		第 10 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例 (損害賠償との調整) 第10条 市長は、第三者の行為により生じた対象者の疾病又は負傷に関して対象者が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した助成費に相当する金額を返還させることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-026-04

不利益処分の内容		助成費の返還命令	
根拠法令・条例等名		秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例	
条 項		第 11 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例 (助成費の返還) 第 11 条 偽りその他不正な手段により医療費の助成を受けた者 に対しては、市長は、その助成費に相当する金額の全部又は一部 を返還させることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-026-05

不利益処分の内容		支給の停止	
根拠法令・条例等名		秦野市特別支援学校等在学者福祉手当支給条例	
条 項		第 7 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	秦野市特別支援学校等在学者福祉手当支給条例 (支給停止) 第 7 条 市長は、対象者が引き続き1か月以上特別支援学校等を休学又は欠席した場合には、次回支給分から支給停止することができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-026-06

不利益処分の内容		返還命令	
根拠法令・条例等名		秦野市特別支援学校等在学者福祉手当支給条例	
条 項		第 8 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	秦野市特別支援学校等在学者福祉手当支給条例 (返還) 第 8 条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-027-01

不利益処分の内容		国民健康保険の虚偽の届出等に関する過料	
根拠法令・条例等名		秦野市国民健康保険条例	
条 項		第 10 条・第 11 条・第 12 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部国保年金課
		電話番号	0463-82-9613
基 準	法令基準	<p>各条文のとおり（法は国民健康保険法を指す） 条文記載以外の基準は未設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 10 条 本市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者を 100,000 円以下の過料に処する。 ・第 11 条 本市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第 11 3 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同条の規定によるその職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000 円以下の過料に処する。 ・第 12 条 本市は、偽りその他不正の行為により、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者を、その免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。 	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-028-01

不利益処分の内容		損害賠償との調整	
根拠法令・条例等名		秦野市子ども医療費の助成に関する条例	
条 項		第 9 条	
所 管 部 課 等		部課等名	子ども健康部子ども政策課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	(損害賠償との調整) 第9条 市長は、第三者の行為により生じた子どもの疾病又は負傷に関して対象者が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した助成費に相当する金額を返還させることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-028-02

不利益処分の内容		助成費の返還	
根拠法令・条例等名		秦野市子ども医療費の助成に関する条例	
条 項		第10条	
所 管 部 課 等		部課等名	子ども健康部子ども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	(助成費の返還) 第10条 偽りその他不正な手段により医療費の助成を受けた者に対しては、市長は、その助成費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-028-03

不利益処分の内容		ひとり親家庭等医療費 損害賠償との調整	
根拠法令・条例等名		秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例	
条 項		第10条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	(損害賠償との調整) 第10条 市長は、第三者の行為により生じた対象者の疾病又は負傷に関して対象者が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した助成費に相当する金額を返還させることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-028-04

不利益処分の内容		ひとり親家庭等医療費 助成費の返還	
根拠法令・条例等名		秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例	
条 項		第11条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	(助成費の返還) 第11条 偽りその他不正な手段により医療費の助成を受けた者に対しては、市長は、その助成費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-031-01

不利益処分の内容		入館の制限等	
根拠法令・条例等名		秦野市立児童館条例	
条 項		第8条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども育成課
		電話番号	0463-86-6310
基 準	法令基準	<p>秦野市立児童館条例第8条に規定するとおり。 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、児童館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがある者 (2) 凶器を所持する等他人に迷惑を及ぼすおそれがある者</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-031-02

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市立児童館条例	
条 項		第 9 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども育成課
		電話番号	0463-86-6310
基 準	法令基準	<p>秦野市立児童館条例第9条に規定するとおり。</p> <p>市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は退去させることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 第4条各号に該当する理由が生じたとき。</p> <p>(3) 第3条第2項の規定により付された使用条件に違反したとき。</p> <p>(4) その他法令に違反する行為があったとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-031-03

不利益処分の内容		過料	
根拠法令・条例等名		秦野市立児童館条例	
条 項		第12条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども育成課
		電話番号	0463-86-6310
基 準	法令基準	<p>秦野市立児童館条例第12条に規定するとおり。 次の各号のいずれかに該当する者に対し、市長は、10,000円以下の過料に処することができる。 (1) 使用期間を終了した後において正当の理由がなく使用を続ける者 (2) 第6条の規定に基づく使用目的外に使用した者 (3) 第7条の規定による承認を受けずに特別の設備をし、又は備付けの設備を変更した者 (4) 第8条の規定に基づく退館の命令に従わない者 (5) 第10条の規定に基づく原状回復義務を正当な理由がなく履行しない者</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-031-04

不利益処分の内容		使用料の徴収															
根拠法令・条例等名		秦野市曲松児童センター条例															
条 項		第6条第1項															
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども育成課														
		電話番号	0463-86-6310														
基 準	法令基準	<p>秦野市曲松児童センター条例第6条第1項に規定するとおり。 児童センターの使用料は、無料とする。ただし、第2条に定める児童センターの設置目的以外の目的で使用するのは、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。 2 前項に規定するもののほか、児童センターの附属設備及び貸出物品の利用料は、規則で定める。</p> <p>第2条 児童の心身ともに健やかな育成並びにその体力増進及び創作活動の場とするとともに、児童と地域住民との交流の場とすることを目的とする施設として、秦野市曲松児童センター(以下「児童センター」という。)を秦野市曲松一丁目3番18号に設置する。</p> <p>別表 (第6条、第6条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室A</td> <td rowspan="4">30分につき</td> <td>円</td> <td rowspan="4">調理室と併せて使用する場合は、左の料金に50円を加算する(軽易に使用する場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td>会議室B</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>和室A</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>和室B</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。</p>		区分	単位	使用料		会議室A	30分につき	円	調理室と併せて使用する場合は、左の料金に50円を加算する(軽易に使用する場合を除く。)	会議室B	150	和室A	100	和室B	50
	区分	単位	使用料														
	会議室A	30分につき	円	調理室と併せて使用する場合は、左の料金に50円を加算する(軽易に使用する場合を除く。)													
会議室B	150																
和室A	100																
和室B	50																
処分基準	法令基準のとおり																
更新日	令和8年3月31日																
備 考																	

不利益処分の処分基準 個票

22-031-05

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市曲松児童センター条例	
条 項		第11条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども育成課
		電話番号	0463-86-6310
基 準	法令基準	<p>秦野市曲松児童センター条例第11条に規定するとおり。</p> <p>市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(専用使用の承認)</p> <p>第4条 児童センターの施設を専用して使用しようとするものは、市長が別に定める期間内に申請をし、市長による使用の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、児童センターの管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の使用の承認に条件を付すことができる。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による児童センターの使用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 児童センターの建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) もっぱら営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。ただし、第6条の2に該当するものは、この限りでない。</p> <p>(4) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(5) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(目的外使用、権利譲渡等の禁止)</p> <p>第10条 使用者は、承認を受けた目的以外に児童センターを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-031-06

不利益処分の内容		入館の制限等	
根拠法令・条例等名		秦野市曲松児童センター条例	
条 項		第14条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども育成課
		電話番号	0463-86-6310
基 準	法令基準	<p>秦野市曲松児童センター条例第14条に規定するとおり。 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、児童センターへの入館を拒否し、又は退館を命じることができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれのある者 (2) 凶器を所持する等他人に迷惑を及ぼすおそれがある者</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-031-07

不利益処分の内容		過料	
根拠法令・条例等名		秦野市曲松児童センター条例	
条 項		第16条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども育成課
		電話番号	0463-86-6310
基 準	法令基準	<p>秦野市曲松児童センター条例第16条に規定するとおり。</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、10,000円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 使用期間を終了した後において正当の理由がなく使用を続ける者</p> <p>(2) 第10条の規定に違反して承認を受けた目的以外に使用した者</p> <p>(3) 第12条の規定による承認を受けずに特別の設備をし、又は備付けの設備を変更した者</p> <p>(4) 第13条の規定による原状回復を正当な理由がなく履行しない者</p> <p>(5) 第14条の規定による退館の命令に従わない者</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-031-09

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		はだのこども館条例	
条 項		第 10 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども育成課
		電話番号	0463-86-6270
基 準	法令基準	条例第 10 条各号の規定のとおり。 (1) 第 6 条第 2 項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。 (2) 第 7 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第 9 条の規定に違反したとき。 (4) 災害その他やむを得ない理由により本市において緊急の必要を生じたとき。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-031-10

不利益処分の内容		入館の制限等	
根拠法令・条例等名		はだのこども館条例	
条 項		第 11 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども育成課
		電話番号	0463-86-6270
基 準	法令基準	条例第 11 条各号の規定のとおり。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれのある者 (2) 凶器を所持する等他人に危害を及ぼすおそれがある者	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-032-01

不利益処分の内容		使用料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市中野健康センター条例	
条 項		第5条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	<p>当施設を利用する場合、使用料を収めないと入室できないため、処分基準を定めていない。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第5条 トレーニング室を使用する者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 多目的室又は和室の専用使用の承認を受けたものは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、中野健康センターの附属設備及び貸出物品の利用料は、規則で定める。</p> <p>使用料は別紙のとおり</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

別表第1（第5条関係）

単位等		使用料
1回（2時間につき）	市内の者	300円
	市外の者	600円

備考

- 1 市内の者とは本市に居住し、通勤し、又は通学する者を、市外の者とは市内の者以外の者をいう。
- 2 次に掲げる市内の者及びその介護者の使用料は、無料とする。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所において知的障害との判定を受けた者で、療育手帳の交付を受けているもの
- 3 年齢満70歳以上の者の使用料は、無料とする。
- 4 使用時間に2時間未満の端数があるときは、これを2時間とみなす。

別表第2（第5条関係）

使用の区分		単位	使用料	
専用	多目的室	30分につき	200円	コミュニティ保育室と併せて使用する場合は、左の料金に50円を加算する。
	和室	30分につき	200円	

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

不利益処分の処分基準 個票

22-032-02

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市中野健康センター条例	
条 項		第11条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	<p>(多目的室等の使用承認の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) 第4条第3項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>第4条</p> <p>3 市長は、中野健康センターの管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の使用の承認に条件を付すことができる。</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的室等の専用による使用を承認しない。</p> <p>(1) 危険物を使用する催して、災害が発生するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 中野健康センターの建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 営利を目的とする事業を行うと認めるとき。</p> <p>(5) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(6) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(目的外使用、権利譲渡等の禁止)</p> <p>第10条 多目的室等の専用による使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、承認を受けた目的以外に多目的室等を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-032-03

不利益処分の内容		入館の制限等	
根拠法令・条例等名		秦野市中野健康センター条例	
条 項		第14条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	(入館の制限等) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、中野健康センターへの入館を拒否し、又は退館を命じることができる。 (1) 中野健康センターの設置目的を達成することができず、又はそのおそれがあると認めるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認めるとき。 (3) 危険物を所持する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-033-01

不利益処分の内容		使用事業場の改善命令等	
根拠法令・条例等名		秦野市地下水保全条例	
条 項		第14条第1項・2項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部環境共生課
		電話番号	0463-82-9618
基 準	法令基準	<p>事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、地下水保全条例第15条により秦野市地下水保全審議会の意見を聴取するもの。</p> <p>(命令の事前手続)</p> <p>第15条 市長は、第13条第1項又は前条第1項の規定による命令をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-033-02

不利益処分の内容		詳細調査及び浄化事業の実施命令	
根拠法令・条例等名		秦野市地下水保全条例	
条 項		第34条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部環境共生課
		電話番号	0463-82-9618
基 準	法令基準	<p>事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、地下水保全条例第34条第2項により秦野市地下水保全審議会の意見を聴取するもの。</p> <p>(詳細調査及び浄化事業の実施命令)</p> <p>第34条 市長は、関係事業者又は措置実施者が正当な理由なく詳細調査又は浄化事業を行わないと認めるときは、相当の期限を定めて、その詳細調査又は浄化事業を行うことを命じることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-033-03

不利益処分の内容		井戸設置の許可の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市地下水保全条例	
条 項		第41条第1項・2項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部環境共生課
		電話番号	0463-82-9618
基 準	法令基準	秦野市地下水保全条例第41条による (井戸設置の許可の取消し等) 第41条 市長は、井戸設置の許可を受けた者(以下「井戸設置者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 (1) 偽りその他の不正な手段により、井戸設置の許可を受けたとき。 (2) 井戸設置の許可を受けた日から起算して3年を経過した日までにその井戸の設置に着手しないとき。 (3) 井戸設置の許可に付した条件を実施しないとき。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-033-04

不利益処分の内容		井戸撤去等の命令	
根拠法令・条例等名		秦野市地下水保全条例	
条 項		第42条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部環境共生課
		電話番号	0463-82-9618
基 準	法令基準	井戸設置の許可を受けずに井戸を設置した場合 ○秦野市地下水保全条例 (井戸撤去等の命令) 第42条 市長は、井戸設置の許可を受けずに井戸を設置した者に対し、その設置の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、井戸の撤去その他必要な処置をとるように命じることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-033-05

不利益処分の内容		地下水への影響に対する処置命令	
根拠法令・条例等名		秦野市地下水保全条例	
条 項		第50条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部環境共生課
		電話番号	0463-82-9618
基 準	法令基準	(地下水への影響に対する処置命令) 第50条 市長は、工事により地下水の水質又は水量に影響を与えたと認めるときは、その工事施行者に対し、速やかに必要な処置をとることを命じることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-033-06

不利益処分の内容		地質を汚染した者、悪質な違反者等の氏名等の公表	
根拠法令・条例等名		秦野市地下水保全条例	
条 項		第73条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部環境共生課
		電話番号	0463-82-9618
基 準	法令基準	<p>事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、地下水保全条例第73条第2項により秦野市地下水保全審議会の意見を聴取するもの。</p> <p>(公表)</p> <p>第73条 市長は、地質を汚染した者、正当な理由なく詳細調査又は浄化事業を行わない者その他この条例の規定について悪質な違反者があるときは、その内容を本市の広報紙等により公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-033-07

不利益処分の内容		過料	
根拠法令・条例等名		秦野市みどり条例	
条 項		第 3 8 条 ・ 第 3 9 条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部環境共生課環境総務担当
		電話番号	0463-82-9618
基 準	法令基準	秦野市みどり条例 第 3 8 条 から 第 3 9 条 及 び 秦 野 市 み ど り 条 例 施 行 規 則 第 7 条 から 第 8 条 まで 条文の内容は様式 2 別紙【過料】（樹林保全地区・生き物の里）	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

○秦野市みどり条例

(過料)

第38条 第8条第1項本文(第13条第3項において準用する場合を含む。)又は第2項本文に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50,000円以下の過料に処する。(両罰規定)

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の過料を科する。

第8条 樹林保全地区に係る土地において、次に掲げる行為をしようとする者は、行為の内容を規則で定める期限までに市長に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 樹木等の伐採、移植又は譲渡
- (2) 建築物その他工作物の新築、増築又は改築
- (3) 宅地の造成、土地の開墾、埋立てその他土地の形質の変更
- (4) 土石類の採取

2 保存樹木を伐採し、又は移植しようとするときは、規則で定める期限までに市長に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるものについては、この限りでない。

第13条 市長は、希少な又は貴重な野生の生き物が生育し、又は生息している水辺地等を保護するため、その土地の所有者等の同意を得て、その土地を生き物の里として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により生き物の里を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

3 生き物の里の指定並びに指定の変更及び解除については、第6条、第8条第1項、第9条、第10条、第11条第1項及び第3項並びに前条の規定を準用する。この場合において、第6条、第8条第1項、第9条、第10条、第11条第1項及び第3項並びに前条中「樹林保全地区」及び「樹林保全地区等」とあるのは「生き物の里」と読み替えるものとする。

○秦野市みどり条例施行規則

第7条 条例第8条第1項本文又は第2項本文の規定による届出は、樹林保全地区等・生き物の里内行為届出書により行われるものとする。

2 条例第8条第1項本文又は第2項本文に規定する規則で定める期限は、その届出に

係る行為に着手する日の30日前までとする。

(通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第8条 条例第8条第1項ただし書又は第2項ただし書に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為として規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 除伐、枝打ち、整枝等の樹木の保育及び維持管理のために行う行為
- (2) 交通の妨げとなっている樹木の伐採
- (3) 非常災害のために行う応急処置としての樹木の伐採
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に認める行為

不利益処分の処分基準 個票

22-033-08

不利益処分の内容		許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはくずはの広場からの退去	
根拠法令・条例等名		秦野市くずはの広場条例	
条 項		第 9 条第 1 項・2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部環境共生課
		電話番号	0463-82-9618
基 準	法令基準	秦野市くずはの広場条例（第 5 条、第 8 ～ 1 0 条）及び秦野市くずはの広場条例施行規則（第 7、8 条） 内容は別紙のとおり（別添：様式 2 別紙【許可の取消し、原状回復の命令 ほか】）	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日	
備 考			

○秦野市くずはの広場条例

平成10年3月27日

条例第5号

(監督処分)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはくずはの広場からの退去を命じることができる。

- (1) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命じることができる。

- (1) くずはの広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) くずはの広場の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(行為の許可)

第5条 くずはの広場内で、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 集会その他これらに類する催しのため、くずはの広場の施設の全部又は一部を独占して使用すること。
- (2) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 張り紙をし、又は広告類を掲出し、若しくは頒布すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、許可を受けなければならないものとして市長が必要と認める行為をすること。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項各号に掲げる行為の許可をしてはならない。

- (1) もっぱら営利を目的とした事業であると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設又は設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) その他管理上支障があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第5条の規定による許可を受けたものは、許可を受けた目的以外にくずはの広場の施設又は設備等を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償等)

第10条 利用者は、くずはの広場の施設又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

○秦野市くずはの広場条例施行規則

平成10年3月27日

規則第7号

(監督処分)

第7条 市長は、[条例第9条](#)の規定により許可を取り消し、若しくは制限し、又は退去させるときは、くずはの広場内行為許可取消し等通知書により、直ちに行為の許可を受けたものに通知するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により通知することができる。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、くずはの広場の施設又は設備等の使用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。[条例第9条](#)の規定により許可を取り消され、又は許可を中止された場合も同様とする。

不利益処分の処分基準 個票

22-034-01

不利益処分の内容		使用料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市里山ふれあいセンター条例	
条 項		第6条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>秦野市里山ふれあいセンター条例第5条 里山ふれあいセンターの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>第2項 前項に規定するもののほか、里山ふれあいセンターの附属設備及び貸出物品の利用料は、規則で定める。 ※里山ふれあいセンターの附属設備及び貸出物品の利用料については未設定。</p> <p>別表（第5条関係） 研修室 30分につき 200円 木工実習室 1名1回につき 300円</p> <p>備考 1 義務教育課程修了前の者の使用料は、無料とする。 2 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-034-02

不利益処分の内容		使用承認の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市里山ふれあいセンター条例	
条 項		第10条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>秦野市里山ふれあいセンター条例第10条</p> <p>市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) 第3条第2項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-035-01

不利益処分の内容		一般廃棄物の持ち去り禁止の命令	
根拠法令・条例等名		秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
条 項		第10条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (一般廃棄物の持ち去りの禁止) 第10条 市又は市長が指定する者以外の者は、規則の定めるところにより市長が指定した一般廃棄物を収集する場所に一般廃棄物処理計画に従って排出された一般廃棄物を持ち去ってはならない。 2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対して、その行為を行わないよう命じることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-035-02

不利益処分の内容		指定処理施設への搬入の許可の取消し・停止	
根拠法令・条例等名		秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
条 項		第11条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (指定処理施設への搬入の許可等) 第11条 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定処理施設への搬入の許可を取り消し、又は搬入を停止させることができる。 (1) 搬入者が前項の条件に違反したとき。 (2) 搬入の申請に虚偽又は不正があったとき。 (3) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-035-03

不利益処分の内容		一般廃棄物収集運搬業等及び浄化槽清掃業の許可の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
条 項		第18条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課（一般廃棄物収集運搬業等） 生活環境課（浄化槽清掃業）
		電話番号	環境資源対策課 0463-82-4401 生活環境課 0463-86-6037
基 準	法令基準	<p>秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物収集運搬業等及び浄化槽清掃業の許可の取消し等） 第18条 市長は、法第7条の3若しくは第7条の4又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第41条第2項に定める場合のほか、法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。 (2) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。 (3) 規則で定める基準に該当しなくなったとき。 (4) 正当な理由がなく1か月以上業務の全部又は一部を休止したとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-035-04

不利益処分の内容		一般廃棄物処理手数料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
条 項		第20条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課（動物の死体・粗大ごみ） 生活環境課（し尿）
		電話番号	環境資源対策課 0463-82-4401 生活環境課 0463-86-6037
基 準	法令基準	秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物処理手数料） 第20条 一般廃棄物の処理手数料は、別表に掲げる額とする。 （別添：様式2別紙【一般廃棄物処理手数料の徴収】）	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 20 条
別表(第 20 条関係)

種別	取扱区分	手数料
し尿	(1) 定額制 一般家庭及びこれに準じるもので、常時利用人員が一定のもの	1 人につき月額 290 円
	(2) 度数制 前号に該当するもののうち 1 か月に 1 回を超えてくみ取りをするもの	1 回につき 430 円
	(3) 従量制 前 2 号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	42 リットルにつき 280 円
動物の死体		1 体につき 6,380 円
一般家庭から排出される粗大ごみ	(1) 本市が戸別に収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 個につき 650 円
	(2) 市民が市長が指定する施設へ自己搬入するとき。	1 個につき 300 円

備考 し尿の取扱区分のうち、従量制手数料の算出基礎となる数量が 42 リットル未満のとき又はその数量に 42 リットル未満の端数があるときは、その数量を 42 リットルとして計算する。

不利益処分の処分基準 個票

22-035-05

不利益処分の内容		一般廃棄物収集運搬業等及び浄化槽清掃業の許可申請手数料等の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
条 項		第21条第1項・第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課(一般廃棄物収集運搬業等) 生活環境課(浄化槽清掃業)
		電話番号	環境資源対策課 0463-82-4401 生活環境課 0463-86-6037
基 準	法令基準	<p>秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (一般廃棄物収集運搬業等及び浄化槽清掃業の許可申請手数料等) 第21条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円 (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 10,000円 (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円 (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円 (5) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 6,000円 (6) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 6,000円</p> <p>2 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はその許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 10,000円 (2) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 6,000円</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-035-06

不利益処分の内容		回収容器の設置・適正管理の命令、命令に従わない者の氏名等の公表	
根拠法令・条例等名		秦野市ごみの散乱防止等に関する条例	
条 項		第12条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	秦野市ごみの散乱防止等に関する条例 (命令及び公表) 第12条 市長は、販売者が前条の規定に正当な理由なく従わないときは、相当な期限を定めて、回収容器を設置し、又はそれを適正に管理すべき旨を命じることができる。 2 市長は、前項に規定する命令を受けた販売者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-035-07

不利益処分の内容		手数料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市証紙条例	
条 項		第 2 条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課（粗大ごみ証紙） 生活環境課（し尿証紙）
		電話番号	環境資源対策課 0463-82-4401 生活環境課 0463-86-6037
基 準	法令基準	<p>秦野市証紙条例 （証紙による収入の方法により徴収する歳入） 第2条 証紙による収入の方法により徴収する手数料は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年秦野市条例第9号)別表に規定するし尿並びに一般家庭から排出される粗大ごみを本市が戸別に収集し、運搬し、及び処分するときの処理手数料 （別添：様式2別紙【手数料の徴収（一般廃棄物処理手数料の徴収）】）</p> </div>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 20 条

別表(第 20 条関係)

種別	取扱区分	手数料
し尿	(1) 定額制 一般家庭及びこれに準じるもので、常時利用人員が一定のもの	1 人につき月額 290 円
	(2) 度数制 前号に該当するもののうち 1 か月に 1 回を超えてくみ取りをするもの	1 回につき 430 円
	(3) 従量制 前 2 号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	42 リットルにつき 280 円
動物の死体		1 体につき 6,380 円
一般家庭から排出される粗大ごみ	(1) 本市が戸別に収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 個につき 650 円
	(2) 市民が市長が指定する施設へ自己搬入するとき。	1 個につき 300 円

備考 し尿の取扱区分のうち、従量制手数料の算出基礎となる数量が 42 リットル未満のとき又はその数量に 42 リットル未満の端数があるときは、その数量を 42 リットルとして計算する。

不利益処分の処分基準 個票

22-036-01

不利益処分の内容		勧告に従わない者の氏名等の公表	
根拠法令・条例等名		秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例	
条 項		第 2 2 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部生活環境課
		電話番号	0463-86-6037
基 準	法令基準	市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-036-02

不利益処分の内容		手数料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市狂犬病予防法施行細則	
条 項		第 6 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部生活環境課
		電話番号	0463-86-6037
基 準	法令基準	<p>本市は、次に掲げる事務について手数料を徴収するものとし、その手数料の額その他必要な事項は、秦野市手数料条例に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第4条第2項の規定による犬の登録</p> <p>(2) 法第5条第2項の規定による犬の狂犬病予防法注射済票の交付</p> <p>(3) 狂犬病予防法施行令第1条の2の規定による犬の鑑札の再交付</p> <p>(4) 狂犬病予防法施行令第3条の規定による犬の狂犬病予防注射済票の再交付</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-037-01

不利益処分の内容		行為の許可の取消し、原状回復の命令 ほか	
根拠法令・条例等名		秦野市田原ふるさと公園条例	
条 項		第 10 条及び第 11 条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 2 6
基 準	法令基準	<p>・許可の取消し、原状回復の命令等（第 10 条）</p> <p>次のいずれかに該当するものに対し、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは田原ふるさと公園からの退去を命じることができる。</p> <p>(1) 第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第 5 条第 3 項に規定する申請に偽りがあったとき。</p> <p>(4) 第 9 条の規定に違反したとき。</p> <p>(5) (1)から(4)のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>※ 各条文の内容は、別紙のとおり(別添：様式 2 別紙【行為の許可の取消し、原状回復の命令 ほか】)</p> <p>・原状回復（第 11 条）</p> <p>利用者は、田原ふるさと公園の施設、附属設備、器具等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>第 10 条の規定により許可を取り消され、又は行為を中止された場合も同様とする。</p> <p>利用者が原状回復の義務を履行しないときは、その費用を利用者から徴収する。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

様式 2 別紙【行為の許可の取消し、原状回復の命令 ほか】

・第 5 条第 2 項各号

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

・第 5 条第 3 項

第 5 条第 1 項の許可を受けようとするものは、あらかじめ行為の目的、期間、場所、内容その他市長が指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

・前条（第 9 条）

第 5 条の規定による行為の許可を受けたものは、許可を受けた目的以外に施設、附属設備、器具等を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

不利益処分の処分基準 個票

22-037-02

不利益処分の内容		分担金、延滞金の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市農地災害復旧事業分担金徴収条例	
条 項		第 2 条第 2 項・第 5 条第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 2 6
基 準	法令基準	<p>○分担金の徴収（第 2 条第 2 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同条例第 2 条 分担金の額は、災害復旧事業に要する経費から、国及び神奈川県 の補助金を差し引いて得た額とする。 2 前項の分担金は、その災害復旧事業の受益者から徴収する。 3 同一の災害復旧事業について受益者が 2 人以上ある場合にお ける分担金の配分は、それぞれの受益者が所有し、又は耕作する 農地の面積等を考慮して、市長が決定する。 <p>○延滞金の徴収（第 5 条第 1 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同条例第 5 条 市長は、分担金を納期限までに納付しない者に対しては、秦野 市債権の管理等に関する条例(平成 1 9 年秦野市条例第 2 5 号)第 7 条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。 2 前項の場合において、前条第 1 項の規定により分担金の徴収 を猶予された期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除す る。 	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-038-01

不利益処分の内容		使用料の徴収	
根拠法令・条例等名		秦野市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例	
条 項		第5条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部産業振興課
		電話番号	0463-82-9646
基 準	法令基準	秦野市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例 (駐車場の使用料) 第5条 駐車場の使用料(以下「駐車料金」という。)の額は、自動車1台につき、次のとおりとする。 ・午前8時から午後10時まで 30分までごとに 100円 ・午後10時から翌日の午前8時まで 60分までごとに 100円	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

22-038-02

不利益処分の内容		奨励処置の取消し等	
根拠法令・条例等名		秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例	
条 項		第10条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部産業振興課
		電話番号	0463-82-9646
基 準	法令基準	(秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例第10条) ・虚偽その他不正な行為があった場合 ・固定資産税等の課税免除を受けている期間内に、納期限の到来した市税を完納していないとき ・事業を廃止又は休止したとき ・第3条第4号又は第5号で定める要件を満たさなくなったとき ・重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたと認めるとき ・この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			